

総務委員会会議録

平成20年6月25日(水)

(開 会) 9:58

(閉 会) 17:54

○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第54号 政治倫理の確立のための飯塚市長の資産等の公開に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 人事課長

「議案第54号 政治倫理の確立のための飯塚市長の資産等の公開に関する条例を廃止する条例」について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。市長の資産等の公開については、合併後、政治倫理の確立のための飯塚市長の資産等の公開に関する条例に基づき実施してまいりましたが、飯塚市政治倫理条例が新たに施行され、市長の資産等の公開に関する事項も同条例に規定されておりますことから、廃止しようとするものでございます。2ページをお開きください。本文におきまして、条例の廃止を規定しております。また、附則において、施行期日を公布の日からと定めるとともに、経過措置を設け、従前に提出された市長の資産等報告書をはじめとする報告書等の取扱いを定めております。その内容といたしましては、廃止しようとする条例第5条におきまして、提出期限後5年間は保存し閲覧に供するよう定められておりましたので、廃止後もこの期間が経過するまでは、この規定を有効なものとし、書類の保存及び閲覧を担保しようとするものでございます。以上、議案第54号についての説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。一、二、お尋ねします。一つは、今回の条例廃止によって市長の資産等の公開が制度的に縮小することはないのか、お尋ねいたします。

○ 人事課長

ただ今のご質問の点でございますけれども、飯塚市政治倫理条例、この6条の規定の中で、市長が提出する資産報告書、この記載内容につきまして、先の飯塚市長の資産等の公開に関する条例の規定、これと同様になるよう、例外規定というような形で定めて対応しているところでございます。

○ 川上委員

そうしますと、廃止条例との関連ということになりますけれども、次回の市長の資産報告は、いつということになりますでしょうか。

○ 人事課長

次回といいますと、5月の末日をもちまして今年度につきましては市長の資産報告書の提出を受けておりますので、来年の5月末日ということになります。

○ 委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第54号 政治倫理の確立のための飯塚市長の資産等の公開に関する条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することに、

ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第59号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 総務課長

「議案第59号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。改正の主な内容としましては、損害補償における保障基礎額での扶養親族の加算額引き上げを行うものです。以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

今回、待遇改善につながる改正というふうに思うわけですが、この待遇改善は、どの消防団員にも適用されるのか、また、これによって不利益を被る消防団員はいないか、併せてお尋ねします。

○ 総務課長

今回の改正は、公務員の児童手当支給額が月額6,000円から6,500円へ変更になったことに伴い改正されるものでございます。従いまして、扶養親族等を抱える団員が対象となります。また、これによって不利益になる団員はいないのかというお尋ねですが、今回についてはそういうことはございません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第59号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 専決処分の承認(平成19年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 財政課長

議案番号第64号、平成19年度一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告を行いまして、承認を求めるものでございます。配付いたしております「平成19年度一般会計・特別会計補正予算資料」をお願いいたします。1ページをお開きください。今回の補正は、表の下に記載しておりますように、国、県の補助事業の確定等に伴う決算額を見込んで補正いたしましたものでございます。補正額は、一般会計の既定の総額に5,885万4千円を追加するものであります。

2ページに補正の概要を示しておりますので、その内容についてご説明いたします。まず歳入では、交付額等の確定によりまして、特別交付税を1億5,347万9千円、国庫支出金の合併市町村補助金を2億8,200万円、諸収入の福岡県産炭地域振興センター助成金を5,83

5万7千円、及び市債を1,050万円の増額補正を行いまして、中ほどに記載しております財政調整基金の繰入金を4億4,598万2千円減額することで財源調整をいたしております。繰越明許費でございますが、鹿毛馬神籠石敷購入費につきまして、土地所有者との交渉の遅れにより、年度内の執行が見込めませんので、翌年度への繰越額186万9千円の繰越明許費を設定するものでございます。以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

まず、産炭地域振興センターの助成金についてであります。前回の一般質問で、私どもがすべき質問をしていただきましたので、非常にありがた迷惑してはいますが、その中でいろいろ、いつ何をしてどうなったというものがたくさん出ていましたので、聞いただけではわかりませんので、もしよろしければそういったものについての時系列的なものがあればひ出していきたいと思っていますので、あれば資料要求をさせていただきたいと思います。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま永露委員から要求のあつています資料は提出できますでしょうか。

○ 総合政策課長

資料として提出させていただきたいと思います。

○ 委員長

ただいま永露委員から要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されていますので事務局に配付させます。

○ 永露委員

ただいま頂きました資料で、大体の流れについては理解できます。そこで、まず内容に入る前に、この補正予算は専決であります。専決であるということは執行済みであるということです。そして形としては議会に報告するだけというのが基本的な専決なんです。ただ、私は専決そのものがどうのこうのというものではありませんが、専決する以上は当然のことながら、時間的な余裕がないということももちろんありますが、それだけではないんですね。そしてその内容についてもこれは議会の議決を得ないでやれるものでありますから、それだけに内容についても慎重を期さなければならないというふうに思っています。課長、私の理解でよろしいですか。

○ 財政課長

予算編成担当部署としても同じような考えで編成をさせていただいています。

○ 永露委員

まさにそのとおりなんです。ところが一般質問でもあったように、専決された補正予算の一番の中心になるであろう、論点となるであろう県産炭地振興センター助成金が専決されているわけです。一般質問等でも議論がありましたが、それだけにこの是非について議論が大いになされているわけですね。本来、専決というものは当然すべきもの、あとで我々が専決しますよという形で出されても当然のことながら領けるもの、うんこれはそのとおりだろうと、仕方ないなというものについて、当然専決の内容はそういうものであるべきだと思っているんです。重ねて聞きますが、課長もその見解でよろしいですか。

○ 財政課長

委員のおっしゃられるように、専決処分といいますのが、仮に議会の承認がなかったとして

も処分の効力には影響がないと解されています。ただし影響がないと申しましてもこの専決処分というのが時間的に猶予できなかったことなどの止むを得ない事由によりまして長が議決機関である議会に代わって補助的な措置として行った処分でありますので、報告の内容等については十分ご協議いただいてよりよい方向に向かうようなご審議の上で、その上で議会の承認が得られるということが、この地方自治法の179条に規定されている主旨あるというふうに考えています。

○ 永露委員

当然そのとおりなんですよ。ところがですね、一般質問でもお聞きになったように、この助成金そのものについてね、いわゆる専決された予算の内容について色んな疑義が出されてるんですよ。その是非について。私が申し上げてるのは、専決処分というのはそういう議論が、議論になるべきものを専決すべきじゃないんじゃないですか、と。当然どなたが考えてもこの予算執行については当然であると頷けるものであるという時間的なものと併せて、内容についても、そのような内容のものについて専決すべきではないんですか、と。今、179条の主旨を言われましたけど、中身はそういうことも含まれているんですよ。ですから、この専決そのものは我々がイエスもノーも、例えばそれを駄目だと言っても通るわけでしょ、予算そのものは執行されてるんでしょ。しかしながら、それが内容的に問題があった場合には後で予算の修正とか、極論すれば市長の不信任案とか、そういった場合まで波及するんでしょ、このことは。そのことはご存知でしょ。

○ 財政課長

同じ理解をしています。

○ 永露委員

そこまで理解をしているなら、それだけにこの専決というのはよほど慎重を期さなければならぬんですよ。ただ単に時間的な余裕がないからやりましたというだけじゃないんです。併せてその内容についてもよほどきちんと慎重の上にも慎重を期してやるべきなんです。議会の承認がいらぬんですよ。それだけに慎重を期さなければならぬ。今、首を振りましてけどね、私の言い方が少し悪かった。議会の承認はいらぬといったのは間違い。承認されなくても執行できるんでしょ。簡単に言えば議会の議決はいらぬんですよ。それだけに内容についても慎重を期さなければならぬ、当然そこにいろんな議論、異論が出る部分についてはきちんと精査した上で専決をすべきであると思っていますし、課長もその理解については同じであるといわれましたので、今後、専決をする時にはそんなに安易にやるべきではないんですよ。もうお分かりでしょ、課長は聡明ですから。

そこで少し具体的な内容についてお尋ねしますが、この産炭地振興センターの助成金について、私は一番のポイントはこれが市の財政支援になるかどうかということですよ。これまでの市の立場を少し述べていただきたいんですが、この病院に対する財政支援の考え方は、これまでどういう態度をとってこられたのか、今はどうなのか、これからはどうなのか、お聞かせください。

○ 企画調整部長

今年の4月に開設しました飯塚市立病院に対する飯塚市の財政支援というご質問だと認識しています。これまでもこの特別委員会を開催させていただき、また厚生文教委員会の中でも種々議論をしていただいた中で、この飯塚市の市立病院に対する、いわゆる財政支援については、飯塚市は一切しないというような内容で議員の皆様にも理解をいただいているのが状況です。今までの購入事業に当たっても、さらに今後の管理運営に当たっても飯塚市は財政負担はしないというようなことでの理解をいただいています。

○ 永露委員

病院に対する財政支援については、今までは財政支援は一切行わない、これからもそのことについては同じ考えである。簡単に教えてください、そうですか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 永露委員

いわゆる財政支援というものの考え方なんですが、私は一般の施設の指定管理とはちょっと異なると思っています、内容的に。やはり病院なんです。病院という位置づけを見ると、これは簡単に考えるものじゃないんです。内容が病院だけに。ですから極論すれば、私はこの病院の安定存続するために、私は場合によっては財政支援を行ってもいいと思っているんですよ。私は思ってるんですよ、どういう形かは別にしてもね、いろんな形の中で。やはり病院はなければならないでしょう。病院の存続が第一でしょう。病院がなくなってもいいんですか。市長がそのために一生懸命汗をかいて指定管理者の制度を作って、ここにもってきたんでしょう。一所懸命汗をかかれたんでしょう。なぜですか、それはあの病院の存続を第一義的に考えたからでしょう。これから先例えば、今でもどうですか、この病院、安定していますか、非常に厳しい状況にあるでしょ。一番目に医師不足、これはなかなか難しいですよ、簡単にはいかんですよ、全国的に医師そのものが不足しているんですから。特定科目によってはほとんどめどが立たないという状況にあるんですから。民間でも大いに引き抜き合戦があってるでしょう。そういう状況なんですよ。ですから例えばこれから先この病院が安定して存続をするためにいろんな問題がまた出てくると思うんです。そういうときに、あなたは今、これからも財政支援をしないと切り切ったんですけどね、どういう事情があるかわかりませんが、本当に困ったような状況があってこれは絶対に存続させなければならないという状況が出てきたときには、当然飯塚市は市民のため地域のためにある一定の財政支援をしなければならないという状況が当然出てくるでしょう。そういう場合は、私はしていいと思うんです。そうは思いませんか、部長。

○ 企画調整部長

今、質問者がおっしゃいますように、この市立病院を長期間にわたって安定した病院運営を行っていただくというのが極めて重要なことでございます。しかしながら、これまでの議会の中での話し合いの中では、飯塚市からの財政負担はしないというようなことで理解をいただいているというような私の説明でございます。

○ 永露委員

部長、もう少し言葉は慎重に言ってください。話によったら財政支援はしないということを決めたのは我々なんですか、あなたがたなんですか。

○ 企画調整部長

これまでの委員会の中で、市のほうが一切財政負担をしないというようなことを議会のほうにご提案させていただいて、それで理解をさせていただいたということでございます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 25

再開 10 : 26

委員会を再開します。

○ 永露委員

そうなんですよ。それで、今回の措置が、今、部長が言われたような財政支援に当たるのか当たらないのか。で、あなたは一般質問の中で、今回の措置については財政支援ではありませんというふうに述べられたと聞いているんですが、そういう理解でいいですか。

○ 企画調整部長

今回の産炭地域活性化基金の助成金については飯塚市が労災病院を買い取るための買取事業費、約2億8千6百万円ですが、飯塚市が労災病院を買い取る事業費に当てるために、この活性化基金の助成金を活用させていただいたということでございます。

○ 永露委員

もう少し端的におっしゃってください。今回の5千万円の措置は財政支援ではありませんということですか。違うなら違う、そうならそうと言ってください。

○ 企画調整部長

財政支援ではないというふうに考えています。

○ 永露委員

あなたは財政支援ではないと。そうしたら例えば立場を逆にしてみまじょうか。病院側にとっては、今回の措置は何なんですか。結果として単純にお金をもらったということではないでしょう。実際に支払う金額が減ることになるわけでしょう。部長いかがですか。

○ 企画調整部長

先ほど答弁しましたように、買取事業費の中にこれを充当させていただいたということですが、結果的にみて、いわゆる指定管理者であります地域医療振興協会のほうが、この買取事業に当たっての償還の一部を市のほうに交付するということからしまして、結果的にはいわゆる地域医療振興協会の負担軽減につながるというのは事実であろうと考えています。

○ 永露委員

あなたのおっしゃったことは、病院側から見れば立派な財政支援なんです。財政支援なんですよ。あなたは裏返せばそういうことをおっしゃったわけですよ。私もこれは財政支援であると思っています。

そこでもとに戻りますが、広域分と分配分が8.5億円、トータルであって、そのうちの2.7億については広域分である、と。分配分が5.7億ですか、トータルで8.5億の基金があった。そこであなたが言うには別枠ということですから、別枠というのは広域部分だと思うんですが、広域部分を、県に事業申請をする場合に、単独の部分に対する申請と、広域に関する申請とがあると思うんですが、そういう申請の内容については分かれていますか。

○ 総合政策課長

申請書につきましては同一なものを使用いたします。

○ 永露委員

しかし事業の内容によっては、いわゆる広域部分がいくらというのが決まってるんですね、金額が、トータルが、県の基金の中で、分配分が5.7億、広域分が2.7億という上限ですから、これ以上はありませんから決まっているんですが。事業申請をするときに飯塚市としては、これは分配分に対する事業申請か、あるいは広域に関する事業申請かというものは区別しなくてもいいんですか。それは向こうが勝手に判断するんですか。そんなわけないでしょう。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:33

再開 10:40

委員会を再開いたします。

○ 総合政策課長

福岡県産炭地域振興センター活性化基金というものにつきましては、基準と実施要領が定められていまして、対象事業が七つありまして、その申請をいたしますと、その中で理事会の議決を経て理事長が別に定めるものとして、対象事業7事業のうち、特に地域振興効果が高く広

範囲にわたってその波及効果が期待できる事業等について別枠で助成が出来るということで定めています。

○ 永露委員

わかりにくいんですが、申請書に区別があるか、その事業の内容によって。飯塚市としては例えばこれは広域事業だと思って、また仮に飯塚市単独の、飯塚市に対する分配金の事業だと思って、例えば申請しても、県の判断によってはそれがどちらかということに決定されるということなんですか。それはまったくの県任せということなんですか、その事業の内容決定については。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:42

再開 10:42

委員会を再開します。

○ 総合政策課長

助成対象事業といたしまして、先ほど七つの事業があると申しましたが、一番目に炭鉱跡地等整備事業、二番目に企業誘致事業、それから企画調査等事業、広域的プロジェクト事業、5事業目に市町村振興プロジェクト事業、6事業目に第3セクター等事業、最後に民間の自主的な振興事業の7事業があります。先ほど申し上げましたように、特認事項といたしまして助成基準における各事業のうち、特に地域振興効果が高く広範囲にわたってその波及効果が期待できる事業等については理事会の議決を経た上で各市町村に配分された額とは別に助成を行うことが出来るものと定められていまして、その中でされるものと思います。

○ 永露委員

ということは申請としてはあくまでも一本である。そのいわゆる補助対象ですね。分配分に対する事業なのか、広域事業に対するものなのかという判断は、飯塚市の手から離れたところで決定がなされるということをおっしゃったわけですね。いかがですか。

○ 総合政策課長

今の答えは、そのとおりでございます。

○ 永露委員

そうしますと、例えばそれが広域事業に当たるのか、例えば分配金に対する単独事業に当たるのかという事が、こちらの判断とは別のところでの裁定がなされるということですので、例えばこれに付随してJR関係の部分が八百数十万円出ていますね。これは聞けばJR線に関する整備事業ですから広域的なものであると思うんですけども、例えばそのときの申請は飯塚市が行うんですか。それとも関係市町村と共同で申請するんですか。

○ 総合政策課長

JR上山田線跡道路整備事業につきましては、飯塚市が単独で申請を行っています。

○ 永露委員

JRに関する整備事業はいわゆる広域でしょ、飯塚市内だけですか、飯塚市内だけの整備なんですか。それとも他市町が含まれないんですか。

○ 企画調整部長

JRの上山田線跡の道路整備事業につきましては、これは飯塚市と桂川町と嘉麻市、この3自治体にまたがった道路です。従いましてそれぞれの自治体がこの整備事業に対する助成金という要望書を提出しているわけです。

○ 永露委員

ということは、要望書じゃないでしょ、申請書ですね、申請書がそれぞれ出されたというこ

とになりますと、3通出されたということですか。共同じゃなくて。

○ 企画調整部長

この道路は飯塚市行政区内でしたら市道でございます。桂川町に入ったら町道という部分に道路名が分かれています。従いましてそれぞれの自治体が、それぞれの事業ごとに申請書を出したということでございます。

○ 永露委員

何か理解に苦しむんですけど、それならば県の方で広域事業についてそれが正当なものであれば認めましょうというような一項目があるわけですから、当然それは一枚の申請書として、共同で関係する自治体で1通出せばいいものでしょう。それは県がそういう仕組みになっているから仕方ありませんと言われれば、それ以上申し上げられませんが、何かおかしいと思います。少しまとめになります、私が冒頭に申し上げたように、これまで例えば財政支援をしない、基本的な考え方はそれでいいと思うんですけども、相手によって、ものによって、そのときの状況によって、当然財政支援をしなければならない、すべきであるという状況は当然考えられるわけでしょう。一般の施設と違うんです、病院なんです。病院が存続しなければならぬという岐路に立ったときに、いや、うちは財政支援は全くしませんからそこはそこで勝手に潰れてくださいと、あとにどこか病院が来ますか。そんな簡単なもんじゃないでしょう。だから私は、あなた方はこれまで財政支援をしない、議会にも話をして議会の了承を得ていましてということであっても、これからまだ30年あるんですよ、何が起こるかかわからぬでしょう。だからその期間の中で、最悪、そういうような状況が起きたときには、私は当然財政支援はあつてしかるべきだというふうに思ってるんですよ。だからぜひとも、議会との話もありましょうが、あなた方ももう少し積極的に議会のそういうことの立場に立って、議会とも少し協議していただけないですか。頑なに「しません、しません、しません、いっぺん言ってますから未来永劫にわたってしません」なんていう話じゃなくて、もう少し柔らかい発想に立ってやっていただきたいというふうにお願いをいたしておきます。

それと、関連してもう少しお尋ねしたいんですが、今、この市立病院が医師不足だという報道もなされていますが、詳しくわかりませんのでどういう状況にあるのか、少しお聞かせください。

○ 健康増進課長

市立病院の医師の状況についてご説明させていただきます。4月1日現在、5月1日現在でも同じですが、常勤の医師20名、当初常勤の医師は32名を予定していましたが、4月当初20名ということでスタートしています。昨日、厚生文教委員会で報告しましたが、小児科医の常勤医師が1名、7月1日から配属されるというような予定になっています。

○ 永露委員

それとですね、今これ指定管理者の契約を結んでるんですね。30年という長期にわたっての指定管理者の契約を結んでいるわけですが、この指定管理者制度に関する契約の中で、例えば中途解約等の事態が病院側の状況の中で発生して、申し出があった場合には、例えば契約上でのペナルティーとかそういうものについてはどのようになっていますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:52

再開 10:53

委員会を再開いたします。

○ 健康増進課長

協定書の第9条によりまして、「乙が指定の取消を求めるときは2年以上の猶予をもって申し

出、甲と協議するものとする」という条項が入っています。ペナルティーということですが、それについての規定はございません。

○ 永露委員

ということは、2年という猶予期間をもって2年後にやめると、うちはこの契約を解消します。そういうときにはその時点で市と協議する。何を協議するんですか、どうしても出来ません、それでもやってくださいと言うんですか。

○ 健康増進課長

事後処理といいたいでしょうか、その後の処理につきまして協議することになるかと考えております。

○ 永露委員

事後処理ということはその申し出は認めるということですか。認めたくえで、おやめになるのは認めましょうと、それから先の話と協議しましょうということですか。じゃあ2年間の時間的な余裕を持ってすればいつでもやめられるわけですね。そういうことですか。

○ 健康増進課長

この協議の状況につきましてはそのときの状況によろうかと思えます。継続できる可能性がある場合、またどうしても出来ない場合それぞれのケースがあろうかと思えますので、ケースバイケースになろうかと思えます。

○ 永露委員

あのですね、冒頭から申し上げていますように、これは病院なんです。普通の一般の施設と違って、いなくなったから、じゃあ後はここでやりましょうというようなものではないんですよ。やめるならうちが今度はやりましょうという話ですか。そういう話にはならないでしょう。それだけに、この病院という意味が非常に重いんですよ。そのような中身のものについて、いつでもやめられます、いつでもやめられますよ、ただその制約は2年間だけです、2年前に申し出てください、何のペナルティーもありませんよ、いつでもどうぞ。こんな契約があるんですか。

○ 健康増進課長

冒頭の協定書の中に「甲及び乙は信義を重んじ誠実にこの協定を履行する」ということになっています。やはり相互に誠実に病院経営というものを考えて、やはり実施していかなければならないと考えています。

○ 永露委員

お互いが約束事をする、契約を交わす以上、信義誠実というのは当然のことなんです。今更言うことじゃないんです、当然です。でもこの病院というのがそんな、いつでもやめられますと、だって今まだ1年も経っていないですね。でもその前兆が現れているじゃないですか、病院経営そのものに。当初の予定から十数名も少ない状況がずっと続いているじゃないですか。先ほど1名手当てをしますといわれましたが、これから先この十数人の手立てをするということは非常に困難ですよ。医師不足は全国的なものですから、これをどこかから簡単にもってこようなんて非常に困難ですから。そういう状況が続いて診療科目を削減しなければならない、医師不足というのはそういうもんなんです。削減しなければならない、廃止しなければならないという状況が出てくる。イコール病院の財政を圧迫するわけですよ。今その前兆が現れているじゃないですか。もともとこの病院を市長が非常に努力されて、執行部の皆さん方も努力されてやっとの思いで今の姿にしたんです。我々も自治医科大系列ということで医師の確保も他に比べればやりやすいんじゃないかと思っていましたが、現実には全国的にそんな状況ではないんです。いつ手を上げるかわからんですよ。でもそういう契約になっていますということですから今更私が申し上げても仕方ないことではと思うのですが、もう少し考えていただきたかったと思っ

ています。ほかにも質問がありましようから、私はこれでやめておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

補正予算書の7ページの下の方ですが、「雑入」に、今、質疑が集中しました福岡県産炭地域振興センター助成金5835万7千円が計上されています。このうち5千万円が市立病院開設事業、筑豊労災病院購入事業の助成との説明がありました。8ページに市債、衛生債の項があります。これを見ますと病院事業会計出資債が5350万円減額補正になっているわけですが、先ほどの5千万円は産炭地域振興センター助成金の中の5千万円はこの衛生費の減額補正に充てられるのかお尋ねします。

○ 財政課長

今お尋ねの産炭地助成金の5千万と衛生費の減額の違いの説明ということでもいいですか。充てられます。この350万円の違いは、当初この起債を事業費3億円で見込んでいたときの金額が7500万円ですので、今回のその事業費の4分の1に当たります350万も一緒に減額の補正をしたものでございます。

○ 川上委員

労災病院買収費用2億8600万円は借金であり、その返済は指定管理者である地域医療振興協会が負担するとの説明がずっとされてきたわけです。今回の助成金による借金減額によって、地域医療振興協会の負担軽減はどの程度になりますか。

○ 企画調整部長

今回産炭地域活性化基金のほうから助成金が5千万参ります。これはいわゆる購入費用のほうに財源補充をすることによりまして地域医療振興協会が償還する負担金額が約1600万円程度の軽減負担になろうかと考えています。

○ 川上委員

そうすると地域医療振興協会は負担が減るわけですが、その分は病院の医師確保はじめとする医療水準向上に活かされるのか、お尋ねします。

○ 企画調整部長

先ほども答弁しましたように、この飯塚市立病院は長期にわたって安定的に経営することが極めて重要な部分でございます。従いまして1600万という地域医療振興協会の軽減につながりますので、今後におきましては、いわゆる医療体制の充実、さらには市民から求められる良質の医療の提供ということで、これを地域医療振興協会のほうに強く要望してまいりたいと考えています。

○ 川上委員

元々考えてみるとこの助成金は国民というか、県民というか、国民のものなんですよ、5千万円のもともとの原資は、ですからそのように使われるのは当たり前だと思います。しかし今答弁がありましたような方向で使われる保証はどこにあるんですか。

○ 企画調整部長

その保証はどこにあるのかという厳しいご質問でございます。これは指定管理者であります地域医療振興協会とも今後十分に協議した中で、今後の良質な医療提供さらには医療体制の充実、そこらあたりを強く要請をしていきたいというふうに考えています。

○ 川上委員

今、今後というふうに言われましたけど、元々この助成金を申請する段階で医療水準向上に充ててもらおうという考えではなかったんですね。

○ 企画調整部長

この件につきましては県のほうから事業採択通知書、これが3月25日に本市のほうに届いています。その後地域医療振興協会のほうにこのように市立病院の開設事業については事業採択されたというようなことでの打診はいたしています。その際に、それによってこのように負担軽減につながると、つながる部分については、先ほど答弁しましたような形でぜひ市立病院のために役立ててほしいというようなことは私のほうからも強くお願いをいたしています。

○ 川上委員

私がお聞きしたのは、市長こっち向いてくださいよ、質問しにくいじゃないですか。市長に質問してるんだから。それで、私が質問したのは申請する時点で地域医療振興協会に医療水準向上のために負担軽減なる部分については使えというつもりでいたのかということを知りたいんです。申請の段階で。

○ 企画調整部長

申請の段階ではこれが採択されるかどうかはわかりませんのでね、そういうことは地域医療振興協会にも伝えていませんし、私のほうも採択されるかどうかはわかりませんでしたのでそういうことは伝えてませんし、私のほうも考えていません。

○ 川上委員

申請するときに申請の目的がなかったという答弁をあなたはしたんですよ。その医療水準向上をね、目的にしていなかったら何を目的で申請したんですか。

○ 企画調整部長

この事業申請の目的はいわゆる飯塚市が労働者健康福祉機構から労災病院を買い取ります、この買取事業費が約2億8600万円でございます。この2億8600万円の費用を少しでも軽減するということが事業申請の目的でございます。さらにはこの市立病院がいわゆるこの2市8町の住民、それから筑豊地区住民の皆さんの健康と生命を守る地域の中核的な医療施設であるということからしまして、県のほうにもこの事業採択をお願いしますというようなことは県に強く要請はいたしてきたところでございます。

○ 川上委員

申請して内示があったとおりですね、助成金が1億円ということであつたら地域医療振興協会の負担軽減いくらになる予定だったんですか。

○ 企画調整部長

1億円の助成予定額ということで3月25日に事業採択通知を受けました。このまま予定額が確定額につながるとしたら約4600万円程度の負担軽減につながるという数字は揃っています。

○ 川上委員

揃っていますというくらいの認識なんですね。あなた方1億円を申請したんでしょ、ですから5千万円負担が軽減するというはわかっていたんです。ですからその5千万円分は必ず医師確保に使ってくれというふうに言ってもよかったですよ。でも言わなかった。そこで地域医療振興協会にしてみれば期待した負担軽減が5千万円から約1600万円に減ったということになるわけです。すると協会にしてみると3400万円も負担が増えたという実感になるんじゃないかと思うんですよ。そう思いませんか。

○ 企画調整部長

この筑豊労災病院の購入費用が2億8600万円です、このうちの4分の3を病院事業債これが約2億1400万円そして4分の1に該当します残りの7150万円これについては一般会計からの繰り出しと、そしてこれを合併特例債で借りるというような形でいわゆる費用の捻出を考えておりました。しかしながら5千万という助成金が参りましたので、この合併特例債で一般会計からの繰り出しの分がマイナスの5千万ということで約2150万、これが一般

会計からの財政負担という形になりましたものですから、5千万がないときに比べて約1600万円の協会の負担軽減につながるというようなことでございます。

○ 川上委員

くどくどとなってもしょうがないんだけど、3月25日の段階、年度末決算期のときに1億円ですよと言われたんですよ、協会は。で、新会計期が始まったら5千万円と聞かされた、これによって期待した負担軽減は5千万円から1600万円に減ったということは、3400万円、協会にしてみると負担が増えたなというのが実感のほうです。したがって地域医療振興協会も、政府の今の総医療費抑制政策の下で医療経営には大変苦しんでいるわけですよ。経営の負担は増やしたくないと考えるのがそういう医療機関の当然のことでしょう。そういうふうはこの振興協会が3400万円の負担増をどう処理するのかということも考えてくる危険性すらあるわけです。

ところで、本市は市立病院開設には1円も金を使わないというふうにあなた方言ってきた。きわめて無責任な態度だということ共産党は一貫して追及してきたわけです。今回の補正は、私は先ほど答弁聞くまでは態度を改める兆しが出たのかなというふうにも思ったわけです。もう一度お聞きします、1円も使わないという態度を変えないんですか。

○ 企画調整部長

先ほども答弁させていただきましたが、これまでの委員会、議会の中では飯塚市立病院を今後運営して行く中で飯塚市は財政はきわめて厳しい状況でございますので、飯塚市からのいわゆる財政負担はしないというようなことで市の方もご提案させていただいた中で議会にも了承いただいたという形でございます。今後につきましても、今の時点においては財政負担はしないという考えを持っています。

○ 市長

もう原点に帰って話させていただきたいと思います。福岡大学の医師が、大学が来るという形で飯塚市もほっとして労災病院のあとが引き継がれるという形で、私も市長として福大のほうにお礼を言いに行った段階で、どうも歯切れの悪い答えが出てきたわけで、だからこれは、縄田部長これはちょっと様子がおかしい、本当に福岡大学はやってくれるのかというような形で、もう一度調べなさいという形で調べたときに、最終的には福岡大学はやれないという形になったわけで。だったらどうするかということ考えたときに、私がたまたま労災病院にかかっていましたから、福間先生が私の主治医であって、こういうことで労災病院が福岡大学に行こうとしてるという話を先生のほうから聞いたわけで、しかし福岡大学も厳しいはずだからということ私はチラッと耳に聞いていたんですけども、まあそのへん、私も市長なんて意識が全然なかったわけで、患者の1人でしたからそういう形で聞いていたんですが。先生としては自治医大がくればなあという話を聞いていたんですが、まあ私なんかそういう形じゃなかった。だったときに、福岡大学が来られないという返事もらったときに、これは私が市長になった後の事ですが、先生からそれを聞いて、だったら自治医大というのは本当にいい、地域医療振興協会というのは本当にいいとこですからというのを、今度は市長になった後に先生に聞きにあって、相談してみたらどうですかということで相談したわけでね。だから、それで地域医療振興協会のほうも、これは愛生苑も含め、それから顛田病院も一緒に含めて、それから労災病院も含めて一緒に私は3点セットでお願いしたわけですけど、それを引き受けてくれました。しかし最終的には、麻生グループが愛生苑と顛田病院のほうに関してはやっけていいという返事が来たから、地域医療振興協会は労災病院だけになったんですけど、そのときに私は厚生労働省のほうにも、それこそ川上委員のほうからなんで労災を残さないのかと、守る会もあるということで厚労省のほうにもその辺を原点から話をしたけど、そういう話じゃとても無理な話だということで厚労省のほうの判断も私もそれを理解したわけで。だったら0にしなさいと、0

で飯塚市にくれという形で、3億とかいう数字なんてのを私は頭に置かずに0から私のほうにくれ、と。そのままくれという形で何度も話しに行ったんですけど、次官にまで行って話をしたんですけど、大臣には会えませんでした、最終的には3億という数字になったわけで。だから今度の地域医療センターの1億にしる5千万にしる、そんなこと私は逆に言えばどうでも、もっと出してくれるものなら、それこそ我々の7億200万円以外のところで出してくれるのであれば、私は3億でも2億でも申請して出せるものなら出してほしいけど、それが出来ない。また確定的な数字がそこに見えないし、だからその辺を今の縄田部長等が答弁したように数字的に見えないものを皆さんの前に発表することも駄目だから、そういう形で、時系列的に言って議会軽視という形のものにはなったわけですけど、真意の中ではそういう軽視ということではなくて、どうかして金が出てくれば、今、永露委員のほうからいろいろお話があったように医師不足であり、また柴田委員が乳がんのマンモグラフィーを早く入れてほしいと話もあったと、そういうことも含めてその5千万円というのが取れた段階で私は理事長のほうに、これは縄田部長のほうには言っていないが、理事長のほうには、もしそういうものが下りたときにはそういうものに使ってほしいと、ましてや医師を派遣してもらうために医師の例えば給与も上げてやるとか、そういういろんな新しい、飯塚市立病院がそこに出来るための金として使ってほしいということだから、1億だろうが5千万だろうがということの、私は数字の中で捉えて交渉しているわけじゃないわけで、その辺は縄田部長も知らないところもあったかもわかりませんが、私と理事長の話の中では、もし下りたときにはそういう使い方をさせていただきたいということで話したというのが今までの経緯です。

○ 川上委員

大体いままでお聞きしているところが中心になったと思います。それで、じん肺治療はじめ医療水準の回復へ必要な財政出動を行う方向へ、市長は今の答弁の立場からいっても、財政出動を行う方向に立場を改めるべきではないかと思うわけです。

ところで今回の産炭地振興センター助成金をめぐる申請、内示、決定の過程については大変な不透明さが付きまわっているというふうに思うわけです。市議会だけでなく、そもそも市民や病院関係者に対する説明も不足していると思います。もともと本市は労災病院取得に3億円を予算計上しています。資金計画は先ほどから出ていますから私のほうから言いましょ。4分の1が合併特例債と4分の3が病院事業債ということで当初企業会計、病院会計当初予算では3億円が計上されているわけですね。こうした中で産炭地域振興センターの助成制度の改定が打ち出されたのが今年の8月末と、それで福岡県への問い合わせを当然始めたと思うんですが、それはいつ頃からですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:23

再開 11:29

委員会を再開いたします。

○ 総合政策課長

平成19年の8月30日に県におきまして説明会が開かれた折、本市の配分額は7億200万であると告げられております。それから12月7日に平成19年度事業として要望を行ったわけでございますけども、本件につきましては市にとりましても重要な事項の事柄からして、不明な点等につきましては確認、問い合わせはされたと思っております。

○ 川上委員

鯉田工業団地造成事業の助成については、いつ問い合わせしたんですか。

○ 企画調整部長

鯉田工業団地の造成事業についての問い合わせとかいうことじゃなくてですね、8月の末に説明会ございました。その後を受けまして市町村事業とはどういうものであるか、県の広域事業とはどういうものであるかということをもう一度私の方も県の方に問い合わせでご説明を頂くと、飯塚市としての事業としては色々なメニューが考えられるということでの問い合わせはさせていただいたというわけでございます。

○ 川上委員

地元選出の県会議員にも協力要請したようですね。具体的にはいつ誰にどういう協力を求めたのかお尋ねします。

○ 企画調整部長

地元の複数の県会議員さんにはこの飯塚市立病院の開設事業を、このようないわゆる筑豊全体の住民の皆さんの大切な医療機関であるからこれは県が示します広域的な振興事業に該当しますので、この事業としてぜひ採り上げていただきたいというようなご要望を、昨年の12月から1月と複数の議員さんをお願いしてきたというような経緯はございます。

○ 川上委員

12月7日の申請以前には誰と誰に要請しましたか。

○ 企画調整部長

12月7日に事業申請を行いまして、その以前には私の記憶ではその後に地元の県会議員さん複数の方に12月、1月というふうに数回にわたってお願いをした経緯はございます。

○ 川上委員

確認しますよ、大事なところですからね。申請の前には県会議員には会ってないんですね。

○ 企画調整部長

12月7日にこの事業申請しましたので、その後にこんなふうに事業申請してますので、ぜひお取り計らいをお願いしますと、複数の議員さんをお願いした経緯はございます。

○ 川上委員

県会議員の名前を教えてください。

○ 企画調整部長

地元の複数の県会議員ということでご理解いただきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

地元というのは飯塚市ですか。それとも嘉麻、桂川の方も含むんですか。

○ 企画調整部長

全て含んだ中で地元の複数の県会議員さんということでございます。

○ 川上委員

じゃあ5人の県会議員の皆さん全員に要請に行かれたんですね。

○ 企画調整部長

地元の複数の県会議員さんでございまして。

○ 川上委員

今のあなたの答弁のくせからいうとね、今の全員じゃありませんという答弁になるんですよ。どうですか。

○ 企画調整部長

複数の地元の県会議員さんでございまして。

○ 川上委員

福岡県議会の県会議員というのは言うまでもなく公職なんですよ。あなた方が公務でこの重要なことについて協力要請に行ったわけでしょ。何もはばかることないでしょ。いつ誰にお会いしたのかお答えください。

○ 企画調整部長

この事業については極めて大切な事業でありますので、地元の県会議員さんにもお力添が必要であるということからしまして、嘉麻市を含めました地元の県会議員さん複数名の方に強く協力要請をお願いしてきたということですので、そういうことでぜひ理解していただきたいと思っております。

○ 川上委員

今の答弁でどの議員に会ったんだなというのが分かる人がいたらすごいですよ。同席した人ぐらいでしょ。その中には県議会で厚生常任委員会の委員長をされてる方がおられますでしょう。それでそういう方を含めて鯉田工業団地造成事業の方についてはね、どういう協力要請をしたのかお尋ねします。

○ 企画調整部長

先ほど答弁しましたように、あくまでも市立病院の開設事業については地域振興に大いに寄与する事業であるから、これについてはぜひ県の事業として採り上げてくださいという要望だけをいたした次第でございます。

○ 川上委員

それが本当かどうか分かる時が来るでしょう。いずれにしてもですね、あなた方が協力要請した複数の県会議員さんがどういうことをしてくれたんですか。

○ 企画調整部長

あくまでも私の方は地元の県会議員さん複数名の方に、ぜひこれについてはお力添えをいただきたいというようなことでの申し入れでございまして、後は県会議員さんの方がどのようにされたかというのは、私もよく承知はいたしておりません。

○ 川上委員

飯塚市は地元の県会議員に大変失礼な協力要請の仕方をしたものだと思いますよ。県会議員は飯塚市長から要請を受ければこういうことをしたと、市長を通じて市民に、こういうふうに頑張ったんだというのを言われるのが普通だと思うんですけど、あまり聞いていないですね。そこであなた方は、減額にはなったんですけど5千万円が決定した時に、この県会議員複数の方々にお礼に行ったでしょ。お礼のあいさつに行ったでしょう、お尋ねします。

○ 企画調整部長

お礼に行ったというよりも、このように5千万円というのが飯塚市の市町村事業とは別枠の助成金であるということで、その報告はさせていただいたということですのでございます。あくまでも複数の議員さんをお願いしましたので、その複数の議員さんにもその報告をさせていただいたということですのでございます。

○ 川上委員

今の答弁、筋が通らないんですよ。先ほど永露委員の質問に対してね、加藤課長がこの2つの枠のお金には区別がないんだということを言われてるでしょ。しかもこれは県が考えることなんだ、と。それと、今あなた、お礼のあいさつに行った時にあくまでも広域として5千万円助成していただいたということをあなたが県会議員に言ったんですね。そんなこと言えるはずがないでしょ。だからあなたの答弁を普通に考えればね、あなたが飯塚市の側からこれは広域の分ということでがんばってもらいたいと言ったとしか思えないわけですよ、どうですか。

○ 企画調整部長

ちょっと質問の趣旨が私、理解できないんですが、まず地元の複数の県会議員さんにお礼に行ったのは、先ほどもご答弁申し上げましたように、この飯塚市立病院の開設事業についてはいわゆる広く市民、住民の皆さんに必要な事業であるから、これは県の方が示します広域的な振興事業に該当するからぜひこの広域的振興事業の助成金からお願いしますということでの

要請に行ったわけでございます。そして県の方もこの事業については市町村事業とは別枠という形での助成金であるということでございますから、そのような報告を地元の複数の県会議員さんにさせていただいたということでございます。

○ 川上委員

かみ合いませんね。いずれにしても複数の県会議員に事後お訪ねしてお礼のあいさつをしたと。その時に複数の県会議員は、自分達はどういうことで頑張ったと、それを飯塚市民に伝えてくれというふうには言わなかったですか。

○ 企画調整部長

報告をさせていただいただけでございます。

○ 川上委員

当初、助成金はいくら申請したいと、今年の8月から12月あたりですよ、福岡県に相談したんですか。

○ 総合政策課長

平成19年12月7日に飯塚市立病院開設事業費として事業費3億、助成要望額として2億7千万の要望を提出しております。

○ 川上委員

12月7日には助成対象事業として3億円、資金計画の総額ですね。ということで、2億7千万円を助成してくださいと要望したと。交付要望書というのが提出されたんですね。その内容をお尋ねします。

○ 総合政策課長

平成19年12月7日に財団法人福岡県産炭地域振興センターの理事宛に産炭地域活性化基金助成金交付要望書として飯塚市立病院開設事業、総事業費3億、助成要望額2億7千万ということで要望書の提出をしております。

○ 川上委員

その時あなた方は資金計画がどうなっておるかについて、中身は先ほど私の方から言いましたね、その中身についてきちんと説明しましたか。それに対して向こうからは助成対象はこうだというような説明があったと思うんですけども、どういう説明でしたか。

○ 総合政策課長

平成19年の12月7日に先ほど申しましたように、交付要望書を提出いたしまして、その次に採択決定通知書が平成20年の3月25日に参っております。

○ 川上委員

質問の意味が分かりにくいでしょ。部長、答弁してください。1億円がなぜ5千万になったのかということに関わることなんですよ。助成対象事業が資金計画の全体なのか、4分の1だけなのかということが後で問われてくるわけですよ。ですからこの段階でセンターには、県の方には、飯塚市の資金計画はこうなんですと、その全体の説明をしていたのかということがまず問われるわけです。センターの方はその市の説明をきちんと受け止めておったかどうか、この時間問われるわけです。4分の1と4分の3の関係ですよ。そこを聞いてるんですよ。部長、分かるでしょ、答弁してください。

○ 企画調整部長

私、担当部長でございまして、実質この申請書を県に提出したのは課長と担当の係長というふうには私は認識いたしております。その際にこの3億円の事業に対して県の要綱では9割以内、いわゆる2億7千万円ということでの事業要望申請はしました。この申請書を出した時点において、当時持って行った職員がこの資金計画についてはこのようなことでありますのでというように説明をしたのかどうか私は承知いたしておりません。また8月末の県の事業説明会の時、

これは私行きました。この時には飯塚市の配分額は7億200万円である、そして市町村事業としてはこういうメニューがある、県の広域的振興事業については特認事項として理事会で決定されれば、これは県の広域的振興事業に該当するというような説明は受けております。

○ 川上委員

12月7日に行ったのが課長と係長なので資金計画をきちんと県当局に説明したかどうか分からないと。また相手がそれを受け止めて助成対象はこうだよという説明をしたかどうか分からないと言ってるんですね。あなた方出張するでしょ、職員帰って来るでしょ、報告を聞かないんですか。

○ 企画調整部長

必ず職員が出張した時には口頭なり文書での復命はさせます。従いまして、この時に申請に行った職員が帰ってきましたので、県の方には申請書は提出いたしましたというような報告は受けております。

○ 川上委員

このやり取りから分かることはですね、福岡県は、センターは、飯塚市の4分の1、4分の3の資金計画の全体を把握しておったというのはもう明らかですよ。同時に福岡県が助成対象として資金計画の総額が助成対象だよと言っておるというのも想像に難くないわけですよ、後の理由から。1億円を申請していくんだから。それで1月16日にあなた方は労働者健康福祉機構と2億8600万円で売買する合意成立したという説明があってるんですが、機構への支払いはいつですか。

○ 企画調整部長

労働者健康福祉機構への労災病院の売買金額の支払いは3月25日で行いました。

○ 川上委員

資金手当てはどうしたんですか。

○ 企画調整部長

2億8600万円の4分の3、2億1460万円については病院事業債の起債でございます。残りの7150万円については一般会計からの出資金で財源補填をさせていただいております。

○ 川上委員

その病院事業債、引き受けはどこですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:50

再開 11:50

委員会を再開いたします。

○ 財政課長

入札を行いまして飯塚信用金庫の方から借り入れを行っております。

○ 川上委員

入札日はいつですか。

○ 財政課長

事業債の方を20年の5月16日に入札を行っております。

○ 川上委員

3月25日に支払行為済んだわけですよ。その資金手当てはどうしたのかと聞いたんですよ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:52

再開 12:58

委員会を再開いたします。

○ 財政課長

先ほど、先走って合併特例債の借入れのご説明をいたしましたので、改めまして今回の事業に関わります財源の内訳と、財源手当の状況について、ご説明させていただきます。総事業費が2億8614万1千円、このうち75%を病院事業債、金額が2億1460万円、これと、残る7150万円を一般会計からの出資金で手当するように予定しておりました。病院事業債につきましては3月18日に入札をいたしまして、3月25日に福岡銀行から借入れを行っております。同日付で、一般会計からの出資金と合わせましてお支払いをしているところです。一般会計の出資金につきましては、産炭地域振興センターからの助成金が5千万円手当されるように決まりましたので、この5千万円と、残る2150万円を合併特例債で手当するようにいたしました。合併特例債につきましては5月16日に入札、5月23日に借入れを飯塚信用金庫から行っております。

○ 川上委員

そこで、この3月18日の入札が、1億円か5千万円かの分かれ道の最初の一步になっていくわけですね。この4分の3の借入れをしたために、後に1億円から5千万円に変わっていくんですよね。この入札によって対象額が変わるということについて、縄田部長は承知しておられましたか。

○ 企画調整部長

午前中の答弁でもお答えいたしましたように、この産炭地活性化基金の交付要綱の中に、国県からの補助金、それから地方債、いわゆる起債の部分は対象外であるというように説明資料の中にはありますが、私としてはこの時点において掌握はいたしておりませんでした。

○ 川上委員

資料にはあったけれども、部長がそれを知らなかったために、認識しておらなかったために、後に5千万円を県からもらえなくなったという答弁ですね。

○ 企画調整部長

要綱の中にはそのような定めがありますが、私としましては、そのような掌握をしていなかったということでございます。

○ 川上委員

私が今聞いたのは、部長の責任のことについて聞いたんですよ。じゃあ、財務部長は入札の責任者でしょう。借入れの。あなたはこの時に、この借入れによって、近い将来、借入額が、助成対象額が狭まることによって小さくなるだろうということを知っていましたか。

○ 財務部長

存じておりませんでした。

○ 川上委員

ですから、市役所の中で、このことを知り得る状況にあったのは縄田部長だけなんですね。そうですか。

○ 企画調整部長

先ほどからも答弁いたしておりますが、要綱の中ではそのような定めがありますが、私としましてはこの内容については十分に承知をしていなかったということでございます。

○ 川上委員

今日は補正予算の審査なので、縄田部長の責任を市長がどのように問うたかについては別の機会にまた伺うようにしていきたいと思っております。そこで、部長はどのように答弁されるんでしょう、不思議なことはまだあるんです。その3月25日には、福岡県から助成金は1億円と

の内示があった、先ほどの提出資料に書いてあるわけです。ところが同時に、この段階で産炭地域振興センターは助成対象事業費は2億8614万円ということで、事業費総額を助成対象として、まだ考えているんですね、この段階では。この段階で産炭センターが総額を助成対象事業費とみなしていることについて、私は疑問があるんです。資料によるとこうなってるんだけど、福岡県はこの段階でも、まだ総額を対象にしておったんでしょうか。お尋ねします。

○ 総合政策課長

事業費全額を対象にされていたとっております。

○ 川上委員

私はもう既に、そこから疑問が湧いてくるんですけど。それにしても、4月30日に確定通知、5千万円と書いてありますね。ところが、この段階では助成対象事業費が幾らかというのは書いてないんですよ。資料としては、ですね。どうなってますか。

○ 総合政策課長

確定通知書の中で、助成事業名が「飯塚市立病院開設事業」ということで、助成金5千万円という記載内容でございます。

○ 川上委員

対象額は幾らですか。

○ 総合政策課長

4月7日に助成事業完了報告書を提出しております。その中身といたしましては、総事業費が当初3億円、実績額が2億8614万198円ということで報告しています。

○ 川上委員

だから、4月30日の確定通知書には助成対象事業額が2億8614万円だとは書いてないわけでしょ。しかしあなた方は、4分の1になった、7150万円になったという説明を繰り返してますね。向こうは、福岡県はそうに言ってないのに、あなた方だけが、企画調整部長と総合政策課だけが「4分の1になりました」と言ってるんですよ。文書には書いてないんだ、と、そういうわけでしょ。誰から聞いたんですか。

○ 総合政策課長

先ほども申し述べましたが、4月7日に産炭センターへ助成事業完了報告書を提出いたしまして、4月22日に産炭センターによります助成金審査及び現地視察がっております。そしてその後、4月30日に5千万円という決定通知書を受領しております。その間につきましては、説明は受けておりません。

○ 川上委員

じゃあ、福岡県は公式的にはあなた方に、助成対象額が総額ではなくて4分の1になったんだよ、というのは、正式には言ってないんですね。正式に言ってないことを、あなた方は議会で答弁し続けておるわけですか。

○ 企画調整部長

助成対象事業費としては2億8600万円ということでございます。そして、県が飯塚市の実績報告書をもとに精査した中で、この市立病院の開設事業費の産炭地域活性化助成金については5千万円という確定通知が4月30日に届いたわけでございます。

○ 川上委員

いいですか、ずっと質問してきましたでしょ。資金計画の総額が助成対象である、と。ですから当初は3億円が対象だ、だから90%を掛けて2億7千万円を申請したい、と。で、ちょっと待ってくれという話になった。で、1億円はどうですか、ということでしょ。で、正式に2億8614万円ということが1月16日●●●された、と。それで、直していったわけでしょ。その間、一貫して、あなたの答弁だと、資金計画の総額が、正直に言ったほうがいいで

すよ、資金計画の総額が、最初から最後まで福岡県は助成対象事業費ということなんですね。議会で答弁したことは食い違わないじゃないですか。

○ 企画調整部長

ちょっと私、説明不足の点がございました。県が飯塚市の実績報告書をもとに精査する中で、既に病院事業債として借りている部分、いわゆる起債を起こしている部分については、この助成対象額から除きますよというような要綱があるということなんですね。従いまして、一般会計からの出資金でございました7150万円については助成対象になりますよということからして、さらに県が検査、精査した中で、活性化基金の助成金は飯塚市に対しては5千万円であるというような通知書が届いたという経緯でございます。

○ 川上委員

それでは、福岡県がいきなり見解を変えたということではなくて、担当部長のあなたが重大な失敗をしたということなんですね。

○ 企画調整部長

重大な失敗をしたというご質問でございますが、先ほどからご答弁申し上げますように、要綱の中ではそのように定められております。しかしながら、私もその部分は十二分に、内容については掌握してなかったというようなことでございます。

○ 川上委員

それで、飯塚市としては交付を受けるべき額を5千万円、貰えなかったということなんですね。で、なぜ飯塚市の担当部長がそういう失敗を犯したのか。あれだけ県議会議員のところに行っている話を聞いて、協力要請もしたのに、大体失敗するはずがないじゃないですか。福岡県の言い分をそのまま考えてみると、市立病院の広域的な役割を認めて、総額25億7千万円のうち1億円を出そうと言っていたわけです。助成対象が合併特例債部分、つまり資金計画の4分の1だけになったとしても、規定によって最高9割助成があるわけですね。だとするならば、7150万円の9割ですから6435万円という助成が可能だったはずですよ。5千万円になった理由にはならないでしょ。だから、福岡県の言い分には説得力がないんです。どう思われますか。

○ 企画調整部長

先ほどから私、ご答弁申し上げますように、助成対象額としては病院事業債を除いた一般会計からの出資金でございます7150万円、これが対象でありますよ、と。しかし、さらに県がこの事業について検査、精査した中で、この市立病院の開設事業の助成金としては5千万円という確定通知が来ましたので、それについては何ら私のほうは、今言われるようなことは感じておりません。

○ 川上委員

鈍感だからです。市民は関心がありますよ。県が言うとおりでしてもですよ、7150万円なんですよ、その9割とすれば6435万円という数字になるわけですよ。だから、5千万円という数字には何の根拠も無いということなんです。適当な数字ということですよ。どうしてこういう適当な数字が出てくるのかということなんですよ。それで、経過を考えると、福岡県や飯塚市の不手際によって助成金が半額になったと考えるには無理があるんです。産炭地域振興センターの広域振興事業費、総額25億7千万円、市町村枠分は基本的に工業団地造成等を念頭に置いたものでしょうけれど、助成対象にしたもので総額56億5千万円。で、くどいですが、先ほど言われたように、この二つの枠には境界がない。政治の力が働きやすい、そういう状況なんです。ちょうど、市立病院開設事業への助成を巡って進展がある頃、実は、鯉田工業団地造成事業を巡って、工事費が大きく増える方向へ土地利用計画が変化し始めています。1億円ということで話がついていた市立病院開設事業に対する助成金が突然半額になった。こ

の背景には、鯉田工業団地造成事業の工事費が膨れあがろうとしている事情と深く関係しているのではないですか。部長にお尋ねします。

○ 企画調整部長

この市立病院の開設事業につきましては、午前中から答弁いたしておりますように、これについては地域振興に大きく関わる部分でございますので、県の広域的事業の中で、ということで強く要望してまいりました。その結果、対象額の90%以内を助成金として交付するというような要綱がございます。従いまして、5千万円ということでの助成金の確定通知を頂いたという経緯でございます。

○ 川上委員

その答弁によっても、5千万円だという根拠は何もないわけですよ。さっきから言ってるでしょ。1億円を要求していた、お願いしていた飯塚市に、福岡県としては4分の1しか対象にできないということがわかった、と。筑豊労災病院買取事業に対する趣旨については福岡県も十分にわかってることですから、少しでも助けようと思うのが当然じゃないですか。そしたら、「以内」なら最高額を出そうというふうに考えてもいいわけです。しかし、根拠のない数字、5千万円を提示してきたわけです。だから、先ほど言ったようなことと関係はないのか、と、あなたに聞いたわけです。

○ 企画調整部長

全く関係はございません。

○ 川上委員

そろそろ締めくくろうと思いますけども、今年4月の人事異動で大変不思議なことがあったんです。この問題に携わってきたのは、総合政策課ですね。で、あなたが部長です、企画調整部長。それで、昨年まで総合政策課の職員体制は6人でした。今年は1人増えて7人になっています。総合政策課の役割からいえば、人員を増やすというのは当然のことだと思うんです。空席だった課長補佐も配置しているわけです。ところが、「事務員」というふうに書いてありますけれども、一人の事務員を除いては全て新任になってるわけです。課長、それから係長2人、それから事務員3人のうち2人、5人が異動になってる。で、新たにきた課長、課長補佐、それから係長4人、6人が新任です。一番大事な仕事をしなければならないので強化しなければならないということだったんでしょうけれども、市立病院を開設する、それから鯉田工業団地問題も重要な局面でしょう。その時にこれ程、総替えと言っていいほどの人事異動をすれば、経過の分かる人がいなくなるじゃないですか。あなただけですよ。どうしてこういう人事異動になったんでしょうか。私はここにも、非常に不透明感を感じるわけです。

そこで、今回の議案は、臨時議会を開いてやってもいいわけですよ。やるべきだと思う。やろうと思えば出来たはずですよ。どうして今回、この補正を専決処分にしたのですか。市長にお尋ねします。

○ 財務部長

この件の専決にしたことですが、先ほど総合政策課が提出いたしました助成の経緯を見ていただきますとわかりますように、最終的に額の決定並びに補助金の受け入れというのが、4月30日で決定いたしております。それで、予算的には平成19年度でございますので、19年度は3月31日までしかございません。ということで、19年度の予算ということでございますので、さかのぼって3月31日に専決させていただいておりますので、時間的な余裕がなかったということで、当然、臨時議会も開催できないという状況ですので、専決予算とさせていただきます。

○ 川上委員

今の答弁を聞いても、専決処分の理由には当たらないということを指摘して、質問を終わり

ます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 市場委員

地域医療振興協会の経緯について、一般質問や今日の委員会で多々質問があつて、注意深く聞いてるつもりですけど、今回の一番のミステリーである1億円が5千万円になった問題についても、本当の解答は出てないんじゃないかなと思って。いみじくも市長が言われたように、「原点に帰って」という答弁がありました。その辺から若干質疑させていただきたいと思いますが。これはもともと、国の施設を全部民間に払い下げるといふ形で、この労災病院の問題が起こったわけですね。そして当初は、合併する前に、確か穂波のほうにも話があつてたわけですね。引き受けてくれという話ですね。その中で、その直後ですか、2市8町の合併の話がある中で、穂波は、自分のところ単独ではこういう問題は解決しかねるので合併協議会あたりで、という話が出たというふう聞いております。そして、1市4町の合併協議会の中の話で、当時、総括調整委員会というのがありまして、現・副市長、当時の助役が委員長をされて、この問題については筑豊労災病院後医療検討委員会とかいうものをつくって審議しようということになったわけですね。もう一つは顛田病院も出てきたわけですね、どうするかということ。それで、労災病院と二つに別れて、当時、話し合いがあつたわけですね。そして、会議があつたんですけども、この会議がすごかつたんですよ、当時。私、記憶でしゃべってますので、訂正があつたら言ってください。医師会と、当時の検討委員会の会長である筑穂町長がですね、ぐっと対立的な話し合いの軸を作ってきたわけですね。そして、既に当時、医師会は福岡大学の附属病院ということで動いておりましたので、いきなりこの会議は附属病院の話から入ってきたんですよ、委員会が。それで、飯塚の当時の岡部議長と今の副市長が、話の中で、後医療については福大だけじゃなくていろいろあるんじゃないかという発言を、ぼん、とすると、ぱーっと話が、噛み付かれるというんですか。要するに、飯塚の話は麻生病院なんだという前提の雰囲気であつたんですよ、現実には。その辺は、副市長、後で訂正があつたら言ってくださいと思いますけど。それで、要するに、その会議は福大の誘致委員会みたいな感じの内容になつたんで、私たちもそれには反発を覚えましたので、とにかく後医療を検討するんだから、例えば市立病院という方法だってあるんじゃないかという話を整理しないことには民間という話にはならないということで、別途会議を開いたりした経過もあるんですよ。そして最終的には福大でよかろうということになつて、誘致しようということになつて。ところが、医師会の方たち、正副委員長が、福大とか言つても飯塚が変わつたら麻生に変わるんじゃないかという、非常に危機感を持ってあつたんですよ。それで、この委員会を、答申した後も残したいという話が出たんですよ、現実には。だから、これにも反対したんですよ。答申して残つて、この委員会が交渉するなら別だけど、交渉能力は無いわけですよ。条件とか、そういうことについて。それでかなり反対して、最終的には委員会存続の話というのはつぶれたわけなんですけれども、私はその時、委員として入つて、非常に心配したのは、地元から全部、「来てくれ」という同意書を取らなければ福大は出てこない、とか、話があつたんですよ。それで、これは物凄く誘致費がかかるんじゃないかと思つたんですよ、その時に。福大が来た時に。というのは、その結果が旧筑穂町の基金ですよ。財務部長、あれ、5千万円くらいだったですかね。ということは、筑穂町が考えてたのは、庄内とか筑穂で考えますと、大体飯塚の予算というのは10倍なんです。だから、5億円は考えてあつたものだと思うんですよ。市の単費として、ですよ。この誘致に対して、当時の筑穂の町長は。そういうことで、新・飯塚市になつて、交渉されて、その後はご存知のとおり、市長がさっきも答弁してましたように、福大に行つたらどうも様子が違う、と。で、副学長がどうたらこうたらという話があつてました

けどね、最初は素直に聞いてたんですね、私も。そういうことがあったのかな、と。でもね、福大が来るのは絶対、という形で、当時の委員会ではそういう話だったんですよ。それで、今回のこういう話が起って、じわっと考えてたら、これはやっぱり、飯塚市が潰した恐れもあるんじゃないかなと思ったんですね。というのは、ぜひ来てください、と、今まで、福大を呼んでね。ずっと下地があるわけですから。でも、今の財政状況では、誘致費用についてはそんなに出不せないと言え、一発で崩れる話だったんですね、今考えたらこれは。とにかく誘致をして、それには金を出そうと、さっき永露委員が言われてましたけど、やっぱりそういう体制で呼んでたんですよ。それで、飯塚の新しい執行部になって、これはやっぱり、崩すのくらいいけないな、と、そういう思いがあるわけですね。これは推理の段階ですのでね。後で副市長、意見があつたら教えてもらいたいと思います。

その後、今度は飯塚の議会になって、いろいろすったもんだ、厚生委員会でやるか特別委員会でやるかということで、特別委員会ができましたよね。9月ですか。で、その時に私は、情けないですけどね、一連の最後の経過で歯がゆいんですけど、非常に評価したわけですよ、飯塚のね。潁田病院の始末と、労災病院に地域医療振興協会を呼んできたということに対してですね。さすが飯塚だな、と思いました。本当言って。素早い解決をして、結構いい線いってる。それで、特別委員会がちょうど出来たところに、嘉穂病院を済生会が受けるようになったんですよ、その時に。だからなおさら、医師会の先生たちが言っていたのは、いわゆる対立軸、飯塚病院に対する対等の病院が来なければいけないと言ったんですね、労災病院には。同じところでは競合しないから医療の水準が上がらないというような言い方をされてたんですけども、済生会病院が嘉穂病院に来るということで、極端に言ったら「対立軸が出来た」と。飯塚病院の。だから、何が来てもいいな、という思いもあつたのと同時に、自治医科大学のOBで1500人からの人数を抱えてるという話が出てたんですよ。そうしますと、医師の不足もなさそうだし、自治医科大学のOBといいますと、お金の無い人が医者になる学校なんですよ、基本的には。だから、卒業後は3年とか5年、離島とか過疎地に行けば、ただでお医者になれるんですよ、仕組みが。で、最近もテレビで放映があつてましたけど、離島で、自治医科大学を卒業した女医さん、若い先生がすごく信頼されてるという。そういうところですので、非常に親近感があるというか、そういうことで、良い病院を呼んだな、と、本当に喜んだんですよ。その時に特別委員会の中で部長が、とにかく1銭も出さないと、得意満面に言ってたんですよ。飯塚は出さない、と。それをちょっと、私は、良い形で収まってるからと言って言わなかったんですけど、やっぱりちょっと、それについては苦々しい気持ちで聞いてたんですよ。1銭も出さないなんて、あり得ないじゃないですか。例えば、人件費もいるし電話代だっているし。細かく言えば、ですよ。それがもう、とにかく、鬼の首を取ったような言い方の「1銭も出さない」ということに対しては腹立たしく思ってたんですが。

ということで、今から聞きたいのはですね、指定管理者の導入というのは、副市長、どちらからの話なんですか。

○ 企画調整部長

指定管理者の話はどちらからかというご質問でございます。これはですね、まず福大の方に私どもの方が行きました、福大の方に筑豊労災病院のこを受け継いでくれというようなことの要望に行きました。しかし、福大の方も財政的には厳しいから、労災病院のあとを買うことは極めて厳しいというようなご回答でございました。その後を受けて、自治医科大学のOBで組織されました社団法人地域医療振興協会の方に赴きまして、協会さん、この筑豊労災病院を買い取っていただけませんかというようなお願いをしました。しかし、地域医療振興協会は定款の中で、自前で病院を運営するということは、総務省の方が認めてくれないということである。しかし、市長の強い思いがありまして、ならば方法としては指定管理者制度というのもある

りますよというようなことがその場で提示されまして、ならば飯塚市が市立病院と市民のために市立病院という形をとった中で、あとの運営は直営ではどうしても厳しいものですから、指定管理者制度の中で運営していただいて、市民の皆さんから安心して医療を受けられるような医療体制を作ってきたというような状況でございます。

○ 市場委員

福大は、福大だったら直接やると、地域医療振興会はしきらないと、直営ではですね、そういうことでいいんですかね、確認的には。

○ 企画調整部長

これは、定款の中で社団法人地域医療振興協会というのは、定款の中で総務省が自前で、直営は出来ないというような定めがあるんですね。ですから、直営では出来ない。しかし、方法としては、指定管理者制度という制度がございますから、それが一番市民のためにいい方法じゃないかということで、このようになった次第でございます。

○ 市場委員

説明があつてましたけど、直営というよりも私は指定管理者制度というのを考え出した人は、やっぱり頭がいいと思って見てたんですよ。と言うのは、今、病院債4分の3、4分の1とあつてますよね。そのうちの起債で22%、70%ということは、この時点で掛け算したら、財務部長、これは、9700万円程度が誘致費ということで考えていいわけでしょう。それと、副市長にお尋ねしたいんですけど、特別委員会でも病院の値段はずっと皆さん聞いてあつたけど、出てなかったけど、後医療の段階で病院の値段というのは分かってたんですよ。分かってたんですよ、この買取値段。そのへん知つてあつたかどうかお伺いしたいと思います。

○ 副市長

今の指定管理者になるまでの経緯は、るる担当部長が話しております。その中で、一つだけ加えさせていただくならば、確かに合併前、市場委員さんもそのメンバーの中で論議をされた中の一人だというふうに私は記憶しております。言われたとおり、最初はその委員会は福大一辺倒というような状況でございましたけど、先ほど担当部長が話しましたように、福大の方の財政的な事情で、この話が潰れたというような経過をたどっております。その後、指定管理者の、自治医大系の地域医療振興協会の方に指定管理者ということで話が決まったわけですけど、旧労災病院が、お尋ねの、いくらかで買い取るというような話が前々から決まっておつたという話は、私は今始めて聞いておりますので、存じませんでした。

○ 市場委員

これは、機構が、市が買う場合は大体いくらと、そして民間が買う場合には、ここから入札始めますよと、額は決まつたんですよ。それは、知らないと思います。最後の辺は、ちょっと会議を公務で欠席してあつたんで知らないと思いますけど。飯塚の中で聞いても、部長は頑なに、それは知らなかったということで、言つたって仕方ないけど、言わなかったですよ。最終的に、日光か、栃木のが2億5千万円という回答をしたんですよ。それで、お前達類推せよと、大体どれくらいなるやろうと話が、確か特別委員会が出たわけですよ。2億5千万円という額が。それで、大体2億8千万というのは、直接買えば2億8千万円以上、上積みしなきゃいけないんですよ。だから、実際の誘致費というのは、人のふんどしですよ、勿論、人のふんどしですよ、4億近くの分の金をかけて呼んでるんですよ、現実には。それはそれでいいですよ、別に問題ない。ただね、その後30年と出てきたんですよ、この契約が。私は、てっきり10年で終わると思つたんですよ。と言うのは、起債の償還が終われば、ポンと投げやると当然するものという思い込みなんですよ。今言うように、直接病院の経営が出来ないということになったら、30年ということよりも、協会がやる限り永遠にこの姿勢をとらなきゃいかんということで理解していいんですか。

○ 企画調整部長

地域医療振興協会は、先ほどご答弁申し上げましたように、直営でやるということは総務省が、今の時点です、今の時点では認められないと、これは先ざき総務省の方が見解を変えまして、直営でもという話になればまた別です。ですが、今の時点においては、直営が出来ないという形の中で、この市立病院は指定管理者制度で、地域医療振興協会が30年間にわたって病院の管理運営を行うということでの協定を締結しているというような状況でございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:40

再開 13:41

委員会を再開します。

○ 企画調整部長

申し訳ございません。協定としては、30年ということになってますが、これにつきましては、市立病院を長くに運営していただく必要性がございますので、更新ということは考えております。

○ 市場委員

地域医療振興会が、ずっとすると言ったら、ずっと契約を延長していくということでしょう。病院経営されんということは、そこをただ確認してるわけですから、それ以上何も言う必要ないと思うんですが。だから、建替えなども視野に入ってくるわけですね。何で、建替えまでするのかなどの思いがあったんですよ。私は10年で終わると思って、私の勘違いかも分からんけど、当然終わると思って話を聞いていたもので、ちょっと認識不足だなと反省しております。それから本題ですが、この助成金の問題ですが、これは今資料を貰ったんですけど、これは代表者会議で話があったおりました、県の方が来庁されたという日付が入ってないんですよ。その日付を教えてくださいたいと思いますが。

○ 企画調整部長

県の課長が、飯塚市を来庁しましたのが、本年の2月22日でございます。

○ 市場委員

先ほど他の委員さんも聞かれてましたから、ちょっと確認だけ軽くしていきたいのですが、12月7日に申請されたときには、これは総合政策課が持って行かれたかどうかですね。

○ 総合政策課長

総合政策課が窓口となって提出しております。

○ 市場委員

そして、その後の接触が2月22日で、これは私がたまたま代表者会議に代理で出てきておりましたので、部長の話を直接聞いたんですけど、非常にこの時点では、この1億円が難しいという話でおみえになったということで、話があったおりましたけど、このへんから私は嘘が始まったと思ってるんですよ。私も、さすが飯塚だったら大きな市だから、県の方がわざわざ来て、補助金が付きませんよという話があるのかなと思って、その他の職員にそういうことがあるんですかと聞いたら、私達は経験が無いという人が殆どでしたね。普通、補助金を申請して、これは難しいというのは、県の課長が説明するなんていうことは、普通考えられないんですよ。何で、この時だけこういう話があったかというのが、本当に不思議でしょうがなかったんですね。だから、少し戻りますけど、内示があったと、3月25日でしたかね、そして川上委員が盛んに言ってた1億円が5千万円になった件、この問題が非常に面白いんですよ。内示が、例えば1億円内示が来て、実際に確定額を5千万という、そういう経験された職員、今は課長はいっぱいおられるから、経験があったら報告していただきたいと思いますが。ちよ

っと額が大きいのであれですけど、10万でもいいよね、10万円の内示があつて5万円に落とされた経験のある人、ちょっと手を挙げてください。公表してください、こういう例があつたと。

○ 財務部長

全般的にわたりますので、私の方から答えさせていただきます。通常の補助事業につきましては、計画書を出しまして、それで事業が採択されて、その計画書に基づいて内示があります。その内示がありまして、実際に事業を展開していく中で、内示額より事業は対象事業が少なくなつたということで、決定は内示より少なくなつていくようなことは多々あると、そういう状況でございます。

○ 市場委員

いや、一般論を聞いてるんじゃないですよ。半額に落とされるようなことが、経験したことがあるかどうか聞いてるんですよ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:47

再開 13:47

委員会を再開します。

○ 財務部長

全体的な事業について、詳細に把握しておりませんので、どの事業があつたかとかいうことについては、答弁は差し控えさせていただきます。

○ 市場委員

最後になりますけど、これは今、川上委員が言っていたように、対象額が2億8千万のまま、1億が5千万に落とされているんですよ。普通こういうことは、まず考えられないと思うんですよ。経験者はいないと思います。これから私の推理なんですけど、恐らくこれは、この前、後藤議員が一般質問で、県はあくまでもこれは広域の分じゃない、普通の方ですよという話をされてましたね。私は、2月22日に県の方が話に来た時に、補助金が難しいという話ではなかったと思うんですよ。想像で、推理で言いますけど、おそらく来て、この1億を広域の分でやりたいけど、とりあえず普通枠でやって、広域の分にしてやると言ったと思う。県の方は、公式には言ってませんからね、普通ですからね、まだ、そしてこれで終わりくらい言ったと思うんですよ、県は、広域の分の飯塚は終わりですよ。ところが、それがみんなで県会議員や県に問い合わせたりするもので、県が慌てたんだろうと思うんですよ。そして、意味もなく1億円を広域の分でしたら、後の始末が県が大変と思って、5千万に落としてきたんじゃないかなと思うんですよ。そうしないと、川上委員が言っていたように、何の根拠もないんですよ、この5千万というのは。だから県があつて広域の分にしても、しやすい数字を示したのじゃないか。これがましていわんや、普通になったら大変だろうと思います。それで、後は専決されているわけですから、広域の分に努力してもらわないかんけど、一つだけ総合政策課長に聞きたいんですけど、今の五平太船なんか作っている人達が、資金難で往生してるんですよ。募金をかけなきゃいかんとか言っている。こういうのは、こういう事業に、例えば伊藤伝右衛門邸の改修なんかも含めて、対象になるんじゃないでしょうかね。そのへんちょっと見解があつたら、教えてもらいたいと思いますが。

○ 総合政策課長

まだ、どういった事業が、こういったものの対象になるかということ完全には把握しておりませんので、発言については差し控えさせていただきます。

○ 市場委員

それと今言った前の部分に反論があったら、副市長、言ってください。

○ 企画調整部長

この活性化基金の活用の対象事業というのは、午前中に担当課長が申しあげましたように、1点目が炭鉱跡地の基盤整備事業、企業誘致支援事業、それから広域的プロジェクト事業、こういう7つのメニューが限定されております。この限定された事業内容に、今ご質問者が言われます、伝右衛門邸の改修とか五平太船とか、そういう部分がこの中に該当するかどうかは、私の方も更に研究を重ねまして、該当すれば申請することも可能じゃないかというように考えております。

○ 市場委員

どうもすみません、ありがとうございます。それと、その前の推理の部分は、そのままいいですか。推理言いつぱなしということ。合っていたら反論しなくていいし、合ってなければ何か一言あるんじゃないですか。

○ 企画調整部長

これは、先ほどから私をご答弁してますように、あくまでも病院事業債として借りた分については、助成対象額から除きますよと、そして一般財源から繰入れてもらっている7150万円が助成対象額ですよということになりまして、そして最終的には県が飯塚市の市立病院の開設事業については、決定金額として5千万であるというような確定通知が来たと言う経緯でございます。

○ 市場委員

部長の答弁よりも、副市長から聞いたかったですけど。部長は、平気で本会議でもどんなことでも言われる人というのは、この前よく分かりましたので。いや、本当じゃないですか。飯塚の財政がきついたらこの金を請求しましたとか。飯塚の財政は関係ないですよ。これを人件費とかに使える、誘致のための人件費に使えるなら言えるけど、協会が返すお金が減るだけの話であって、何も関係ないですよ。飯塚市にとっては。それで啞然としておるわけですから。ほかに回答される方があったら、無ければ結構ですけど。

○ 副市長

先ほどから質問が集中しております。最初は、この助成金の経過に中にも書いてありますけど、飯塚市立病院の開設事業として、事業費を3億円みておりました。その9割ということで、2億7千万円、ここははっきりした算式に基づいて計算した金額でございます。これはあくまでも、飯塚市がこれくらいのことを要望させていただきますということで、県に出した金額でございます。その後、対象事業費が3億円のまま変わらないで、助成予定額が今度は1億円というふうに変更になっております。ここは、はっきりした根拠があるわけではありません。それから、いよいよ精査する中で、完了報告書を出しましたら、対象事業費が2億8614万198円ということで、予定額が1億円ということになっておりましたけど、県の方が完了報告書を基に精査した結果、先ほどから出ております病院債は対象外ということで除かれて、結局助成金が5千万になってというような経緯がございます。それから、5千万になったんですけど、これは何も飯塚市には影響は無いと言われますけど、結局5千万の金があれば、病院の方の医療の充実というのも図られますので、決して少ない金額では、私はないと思っております。確かに、飯塚市の単費は出しませんが、そういう助成金を貰うことによって、市立病院の充実が図られるということは、結局市民の皆さんに還元されるという金額だと私は思っております。

○ 市場委員

そういう言い方されるんだったら、70%返ってくるほうのお金でしか借りなかったわけですよ。適用できないんでしょう、特例債のほうですので。だから5千万あっても、それは1

千600万円ぐらいしか協会の方には見返りがないわけですよ。これが、病院債の方で仮に適用があるんだったら、22%分ですのでまだ78%は協会が助かったというような構図の金なんですよね。だから非常に効率の悪い金になってしまったということです、結果的にね。3割しか駄目なんでしょうが、だからそういう言い方されたら、また何とか言わなければいけなくなりますので。今度の飛騨牛の事件を思い出すんですよ、今日のニュースであっていた。やっぱりね、嘘を言っている時はいいんですけどね、やっぱり何かあった時に往生際が悪いと駄目ですね。テレビなんかで見てても、やっぱりすっきりした方が良いんですよ。そうしないと、嘘から嘘を重ねていったら、非常におかしくなりますのでね。何とか今後は、こういうことが無いように、そういうことを要望して終わりたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

今日の委員会の質問を聞いてましてですね、本来今から言うことは厚生文教委員会の方で馴染むのかなと思っとるわけですけど、若干触れさせていただきたいと思います。

まず、この協会が飯塚市の指定になる時の心意気と言いますかね、九州の拠点として指定管理者をしたいということで、確か指定管理を受けたということですけど、その通りだったですかね。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 兼本委員

普通、指定管理者というのは、私から申すまでもなく、公の施設を直営でやるか、若しくは指定管理でやるかということで、自治法でどっちかを選びなさいということになっているわけですよ。病院というのは、先ほどから言いますように、直営でやるということは、ハッキリ言ってできないわけなんですよ。だから、ある意味で言うと、指定管理と言いなながらも、ひとつお願いしますという形で指定管理を結んだらと思うんですよ。ある意味で言うと、どっちかと言うと、辞めてもらったら困りますよという意味合いの方が深いと思うんですよ。その中で、当初この指定を受ける時には12科目に常勤32名の医師を配置するということは、指定管理を受けた時の約束事だったんですか。それとも、将来的にこういうふう to 設備しますよということだったんですかね、その点はいかがだったんですか。

○ 企画調整部長

筑豊労災病院の医療を継続するということが大前提でございまして、筑豊労災病院は12診療科目、そしてベット数は250床ということで、これからまず継続しますよというのが大前提でございます。しかし、地域医療振興協会の医療構想の中で、所謂常勤医師は32名というような形で進んできたという経緯がございまして。

○ 兼本委員

私は、指定管理を結ぶ時にね、今私が質問しているのは、12科目で常勤医師32名を配置するという条件だったのか、もしくは指定管理を受けた後に徐々にこういうふう to 配置しますよということだったんですかということで、どっちですか。ですから、色々言わなくていいから、パッと答えて下さい。

○ 企画調整部長

12診療科でスタートすると、そして将来的に32の医師を計画の中で確保していくというようなことでの話し合いということでございます。

○ 兼本委員

いえ、12科目を置く場合には、32名の医師が必要な訳でしょう。じゃないんですか。

1 2 科目だけ作って医者は3 2名居なくてもいいということですか。私が聞いているのは、当初指定管理をお願いする時に、1 2 科目で3 2名の医師を置くという条件の下で指定管理を結んだのか、それとも指定管理を結ぶ際には、これだけの1 2 科目の3 2名の医師は配置できないけれども、早急にこれだけのものは置きますよという条件で結んだのか、どちらかということを知りたいです。

○ 企画調整部長

1 2 診療科で、3 2名の医師を確保するというようなことを前提に協定書を結んでおります。

○ 兼本委員

一般的に指定管理でそういう条件の下で、条件が満たせなかった場合はですね、相当の期間を置きなさいと、置けなかったら指定管理を解除しますよと、普通は言えるんですよ、普通の施設の場合は。ところが、病院だから言えないんですよ。頭を低くして、お願いしてるわけですから。じゃ、お尋ねしますけど、この協会が九州でどこかで指定管理者になっているという事例はご存知ですか。

○ 企画調整部長

はい、存じております。長崎県の大村市立病院でございます。

○ 兼本委員

長崎県の大村市立病院、これは市立病院だったんですよ。これを当市と同じような時期に指定管理を結んでいるんですよ。先ほど言いましたね、飯塚市立病院を九州の拠点として置くということで、指定管理を結んだんですよ、そして、現在に至るも、この朝日新聞の報道によりますと、計画の6割、7月1日から小児科が1名できるということですけどね、それだけの医師しか確保できてないですよ。現状、先ほどから言いますように医師不足なんですよ。九州の拠点として置くという大義名分の下で指定管理を結んだ協会が、もう1点、長崎で指定管理を結んだということはですね、これ、ここに新聞のところで書いてありますように、頭の痛い問題、病院管理者、頭の痛い問題と書いてありますけど、頭痛いはずですよ。これだけの医師不足の中で2つ指定管理を結んだら、一つの病院に医師を持ってこられるということはないと思うんですよ。その点は、この5千万円をあげるという時についてですね、どうしますかということを知りたいと思うんですけど、どういうご返事だったですか。

○ 企画調整部長

4月の3日前後ぐらいに、私、地域医療振興協会の方に、このように助成予定額として金額が示されておりますと、これについて地域医療振興協会の財政負担が軽減されると、この軽減された分については、医療体制の充実、所謂、医師の確保とか、さらには医療内容、質の高い医療の提供ができるように、なんとか努力をしてくださいというようなことでのお願いはいたしております。

○ 兼本委員

とにかくですね、現状で全国的に医師不足、どこの病院でも科目を減らしていくというような状態の中で、同時期に九州の中で、2箇所指定管理を結ぶということはですね、そして、ましていわんや、九州の拠点として、労災病院後を位置付けて頑張りますというような指定管理者の中の言葉がですね、これはもう信用できませんよ、はっきり言って。本来ならば、指定管理を取り消したらいいんですよ、一番。でも、先ほどから言いますようにね、筑豊の生命を守る大切な病院です。先ほど、川上議員が言っていたように、じん肺の患者さん達もたくさん居られるわけですからね、どうしても継続はしなければならない施設なんですよ。その施設ですから、一日も早く施設の充実、病院医師の確保等々やってもらってですね、そして、地域の医療を確保するという大きな目的があるわけですよ。その中で、医師不足の中で、2箇所指定管理者を結ぶと、大村市の方もちょっと聞きましたらですね、小児科と、もう一つなんとかと

いう科が、やっぱりできてないというようなことで、詳しくは聞いておりませんがね。よそのことですから、あんまり関係ない。だけど、そういう指定管理者のところにもね、地域医療の充実のためには財政支援をしながらでもですね、充実させたいという思いがあった。あなた達は5千万円の、1億円から5千万円になったわけですけど、そういうものの補助金を貰って渡そうとしているんですよ。だけど、その思いが向こうに伝わってないでしょ。私は、伝わってないと思うんですよ。伝わっていたらですね、同時期に2箇所も指定管理結んで、医者が足らんのに、それだけのことをやるかなと思うんですよ。いずれにしましてもね、先ほどから聞きますと、2年間の猶予を持てば、指定管理の取り消しができますというようなことですよ。だけど、やっぱり、これ指定管理に、この病院という考え方からいきますとね、2年間で30年の約束を結んでおいて、途中で向こうが一方的な意思表示で辞めるという場合にはですね、何らかのペナルティをやっぱり講じるべきだと思うんですよ。丁度今、5千万も今度は向こうは降って湧いたような金で、先ほどから言いますと1600万円ぐらいの財政効果しか向こうにはないかも分かりませんがね、それでも1600万円貰える訳ですからね、やはり今後改めるべきですよ、途中で辞める時はどうするのかとかですね。それから、先ほど言ってました、今後は財政支援しないと書いてますけどね、先ほどから労災病院の位置付けというのは、地域医療の充実のためにはなくてはならない病院でしょ。そうしますと、やっぱりあの病院が、例えばもうどうしても撤退するというようになった時には、やっぱり行政としては、議会と相談しながらですね、財政支援ということをもしかしたらやっぱり考えるべきですよ。あなた、ここで絶対しませんがって書いてですね、また2年ぐらい先に何だかんだある時に、また嘘言ったと言われますよ。私はね、そここのところはですね、財政支援はしませんがということは原則であっても、どうしてもやっぱりしなければならないという時には、私はやっぱり考えるべきだと思うんですよ。それがやっぱり飯塚市立病院としての位置付けじゃないかなと思うんですよ。我々は、何も財政支援をするなど言ってるんじゃないんですよ。今度の問題でも、やり方に疑問があるから、色々ここで一般質問なり、委員会なりで取り上げられているんですよ。何も5千万やることについて、なぜやるのかと言っているんじゃないんですよ。我々が今までずっと追及してきたのは、何が追及されたかということをよく考えてもらったら分かりますけどね。なぜ、この12月の何日の間にやった時に、その間に委員会なり、議会なりがあつてるんですよ。その時に一度もやってなかった。そして、私はその前の月ぐらいに、確か議会と行政は車の両輪だから、何かある時は必ずやっておかないと大変なことになりますよと言ったでしょ、私。右の耳から左の耳に抜けてるから、こんなことになるんですよ。だから、財政支援をするなどは誰も言ってる人はいないんですよ。ちゃんとした趣旨があつて、目的があつて、そして病院というね、市民の命を守る施設をなくさないようにということで、皆さん考え方は同じですよ。だからやはりね、これ以上はもう厚生文教委員会のことですから、あまり言いませんけどね、とにかくやることについては、今言うように指定管理を2箇所も結んでやっている時に医師の確保ができないと、医師不足ですとかいうようなことは通りませんよ。詭弁ですよ、これは。早く、一日でも早く12科目の32名を確保してもらうようにですね、これは指定管理として条件をきちっと守ってもらうように、強く言うべきですよ。そして、一日も早い医療の充実を図られるように、ちゃんとお金もやるんでしたら、それなりの要望もちゃんと、きちっとやるべきだと私は思います。いずれにしましても、とにかく先ほど永露委員も言われたように、この専決処分を承認しようが、不承認にしようがですね、5千万円はもう使われているわけですからね、我々がどうのこうのは言いませんけど、とにかくやっぱり、やり方に問題があるということに対して、皆さんが追求しているんですよ。よくそここのところを肝に銘じてですね、一日でも早い病院の充実した医療体制がとれるようにですね、頑張っていたきたいということをお願いして終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 安藤委員

時間も押しておりますので、1点だけお聞かせ願いたいと思います。専決処分の承認という議案が上がってるわけですが、るる説明を受けまして、私も時間的な部分、経過的にこれは専決にしなきゃいけないという部分は十分理解しております。ただ、内容の部分で先ほどから何度も出ておりますけど、やはり、より慎重に吟味されるべきであったんじゃないかなというふうに思っております。その中で、本当に基本的な部分でいえば、本市にとって不利益になってはならない、不利益なことがあってはならないというのが求められている、ベースになるところと思っておりますので、先ほどから出ております広域分、それから分配分という話が出ておりますけど、1点お聞かせ願いたいのは、その27億の広域分ですね、その平成19年度の執行された金額というのが、県全体でどれくらい執行されたか、お分かりになりましたら教えてください。

○ 総合政策課長

存じておりません。

○ 安藤委員

心配するところは、例えば今回5千万円という金額を本市が、特別枠と言われておりますけど、その中で頂いたということになりますけど、今後本市としましても広域に関わることで、この、基金を運用させていただきたいと申請したときに、あなた達はもう5千万円貰ったじゃないですかと、その分当然減らしますよという論議にならないかと心配しているわけですね。そういうことにならないように、そこらへんの申請といいますか、そういうところが決して起こらないというような確約を是非していただきたい、と。先ほどからといいますか、一般質問でも随分そこらへんの部分は取りざたされておりました。そこらへんがしっかりと、確約されれば、新たな申請の時に、これはまた別枠だという話にもなっていくと思いますので、そこらへんの確約というのを最終的に確認ということで、部長の方から答弁していただけますでしょうか。

○ 企画調整部長

確約というのが極めて厳しいかと思いますが、あくまでも県の広域的な事業というのは、県の理事会の方で決定されるわけでございます。しかしながら、今ご質問者が言われますように、そのように広域的な事業に該当する事業が本市にあれば、さらに提出させていただいて、そして県にも強く働きかけていきたいというふうに考えておりますので、その点でご理解していただきたいと思っております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:15

再開 14:16

委員会を再開します。

○ 企画調整部長

失礼いたしました。この5千万につきましては、飯塚市の市町村枠とは別枠での助成金でございます。

○ 安藤委員

一般質問の時と同じく、同じような回答だなというふうに思ってます。本市の、最終的な部分ですよ、先ほど言いましたように、不利益になってはいけないというところが本枠にあるわけですから、その基本路線をしっかりと肝に銘じてやっていただきたいと思います。要望で終

わかります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 柴田委員

要望として最後にお伝えさせていただきます。各委員の方が述べられまして、本当にいろいろ私も同意することもいろいろございました。ただ、最近ですが、私のすぐ近くの方が、救急で労災病院に入られました。労災病院に入られて、私もどうなのかなというふうに思って、一昨日退院されて聞きましたら、大変良くしていただいたという思いを述べられました。私も、労災病院の後医療の委員長として福間院長が残られたということに、大変私は安心いたしました。この先生は、私の親族もかかりましたけど、分からない病気も見つけていただける院長先生が残られた労災病院、後医療の地域医療の病院でございます。飯塚市立病院でございます。ただ今おっしゃったように、あと、医師が始めに32名の設置を予定されているということ、是非これが整ってまいりますように全力で取り組んでいただくことを要望して終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩します。

(委員長席交代)

休憩 14:18

再開 14:18

○ 副委員長

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

○ 原田委員

私は、1点だけお尋ねしたいところがございます。まず、この助成金につきましては、県の今持っている広域分と、それから分担の7億200万ですね、これが今飯塚にあるわけですが、今度の5千万については、朝からの答弁では、この広域分から頂きますと、この7億200万には手を付けませんということ、これ間違いありませんか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 原田委員

私もそのとおりだと思っておったんですけど、私どもの会派の勉強会におきまして、証拠があるかという、テープをとったわけでもなく、何も証拠物件というのはないんですが、一応県から飯塚市の7億200万から、ひとつ出しといてくれと、そしたら後から5千万を何とか担保するよというような話があったんじゃないですか。

○ 企画調整部長

当初、そのような話がありましたが、最終的には先ほど言いましたように、県の広域事業から5千万という助成金であるというふうに決定したというかたちです。

○ 原田委員

ということは、丸々今7億200万残っていると考えていいわけですね。ですから、私が心配しておりましたのは、今はっきりした答弁されましたので、間違いはないと思いますけど、もしこの5千万、これから出しかえといてくれよみたいなことを県が言ったとしたら、仮にしても、例えば普通の民間のように手形をもらったとかいうわけじゃない、ただ口約束ということになりますから、それを非常に心配しておったわけですけど、今の答弁はそのまま議事録に残りますから、間違えないということで理解させていただきます。

○ 副委員長

暫時休憩します。

(委員長席交代)

休憩 14 : 20

再開 14 : 31

○ 委員長

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

「議案第64号 専決処分の承認(平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第4号))」に反対の立場から討論を行います。今回の補正予算中、福岡県産炭地域振興センター助成金は、元々1億円の内示があったのもかかわらず、政治家に対する要請のプロセスを含めて、不透明な背景がある中で、突然5千万円に減額されたものであります。内示どおりであれば、地域医療振興協会の負担軽減額は約1,600万円ではなく5千万円となり、本市が適切に対応すれば医師確保をはじめ医療水準の向上に役立てることできた可能性がありました。市立病院の発展を願う立場から見れば、今回の福岡県と本市の対応の責任は大きなものがあります。この間の不透明性の背景には、国の責任による存続を求め4年間で2回に及ぶ6万人を超した署名運動をはじめ地域住民の粘り強い努力を、市が軽視していることがあるからと思われるのであります。本来、このような重要議案は臨時議会をもって審議すべきであり、従って今回の専決処分は認めがたいのであります。以上で討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。暫時休憩します。

休憩 14 : 33

再開 14 : 44

委員会を再開します。

採決いたします。「議案第64号 専決処分の承認(平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第4号))」について、承認することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本案は、不承認とすべきものと決定いたしました。

次に、「議案第67号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 課税課長

議案書の50ページをお願いいたします。議案第67号、飯塚市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、飯塚市、市税条例の一部を改正するものであります。75ページから106ページまで新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただきます、主要な改正項目について、ご説明いたします。

最初に、個人市民税関係ですが、1点目が、いわゆる「ふるさと納税」であります。制度的には「ふるさと寄附金制度」と表現した方がわかりやすいかと思いますが、個人住民税における寄付金制度の拡充であります。まず、一つは控除方式を所得控除から税額控除に改めるもので、もう一つは地方公共団体に対する寄附金について、先の措置とあわせ、適用下限額を超える部

分について、住民税所得税額の概ね1割を限度として所得税と合わせて一定額を全額控除するものであります。2点目は、「個人住民税の年金からの特別徴収」であります。公的年金受給者の納税の便宜や徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を平成21年10月支給分から実施するものであります。3点目は上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率を平成20年12月末で廃止し、経過措置として、平成21、22年の2年間は、500万円以下の譲渡益・100万円以下の配当について、住民税3%の税率を適用するものです。

次に固定資産税関係ですが、1点目は「新築軽減の適用期限の延長」です。現在、新築住宅に係る固定資産税について、最初の3年度分、税額から2分の1を減額いたしておりますが、この措置の適用期限を2年延長するものです。2点目は、「省エネ改修住宅の減額措置の創設」です。住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額から3分の1を減額するものです。3点目は公益法人制度改革に伴う条例の整備です。現行の民法第34条に基づく社団法人又は財団法人が行う収益事業以外の事業に供する施設に対しては非課税措置を講じているところですが、今回、公益法人制度改革に伴い、新しく分類された公益社団・公益財団法人に移行した法人が設置する一定の施設については、今の法人と同様な非課税措置を講じますが、一般社団法人・一般財団法人に移行した法人が設置した既存の施設につきまして、経過措置として非課税措置を平成25年度まで講じるものです。以上で、市税条例の改正内容の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

議案書の55ページの下から5行目に公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収、天引きについて記載があります。この天引きを実施する理由は何なのか、お尋ねします。

○ 課税課長

公的年金受給者は現在普通徴収の対象になっており、納税者の方は各々納税しておられるところでございます。今後の高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する高齢者が増加することが予想されているところであり、高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から個人住民税の公的年金からの特別徴収を平成21年10月から実施するものでございます。

○ 川上委員

取りやすいところから漏れなく取ろうということなんですね。なぜこれは専決処分になるんですか。

○ 課税課長

今回の改正は地方税法の一部改正に伴うものでございまして、全国统一で取り組んでおります。その関係もございまして、事務的なこともございまして、今回提出をさせていただいております。

○ 川上委員

市長、これについてはですね、専決処分権の濫用ですよ。ところで、天引き対象者は何人おられますか。

○ 課税課長

これはあくまでも試算でございますが、約2,700人でございます。全体の年金受給者の約2割ということになっております。

○ 川上委員

天引き額が大体どの程度になるのか標準モデルを挙げて説明してください。

○ 課税課長

これも概算でございますが、65才以上の方が対象となります。65才以上の方は年金収入から換算する段階で120万円を減額、控除いたします。基礎控除等もございますので150万円くらいまでは住民税がかかりません。それを超えますと住民税がかかるということで、ここで試算を出しておりますのが、200万円の場合、75才の1人世帯で試算をいたしております。介護保険料が年間約75,000円、後期高齢者医療費が年間94,000円、住民税が35,000円程度となります。

○ 川上委員

相当に重たいですね。天引きを市にしてもらおうかしてもらわないか、これは自分で決められるんですか。

○ 課税課長

年金保険者の方は特別徴収税額の納入義務を負います。これは社会保険庁等から義務を負うということになります。でありますから、何らかの理由で年金から特別徴収できない場合等以外は特別徴収をされるものとなります。

○ 川上委員

有無を言わさないと、強制ということですね。年金以外の収入がある場合はどういう計算になりますか。

○ 課税課長

10月から3月までは年金にかかる所得以外の所得にかかる所得割額を加算して徴収し、4月から9月までは仮徴収期間ですので、前年度の年金所得にかかる特別徴収税額を徴収するというようになります。

○ 川上委員

納税者の方もなかなか面倒なんでしょうけど、課税課の方も今の体制で対応できますか。

○ 課税課長

それは対応していきたいと思います。

○ 川上委員

無理かもしれませんね。改正地方税法第321条の7の2というのがありますね。ここには特別徴収なんだけれど、ただし当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないこと、その他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収によらないことができる、という規定がありますね。検討しましたか。

○ 課税課長

検討いたしました結果、この321条7の2につきましては規模の小さい町、村が対象でございますので、当市の場合は特別徴収になるのではないかと考えております。

○ 川上委員

国の機関と相談しましたか。

○ 課税課長

一応、国の説明会の内容を検討した結果でございます。

○ 川上委員

この天引きの実施はいつですか。

○ 課税課長

平成21年10月からの実施予定です。

○ 川上委員

来年の10月なんですね。市長、専決処分しなくてよかったんじゃないですか、どうですか。

○ 財務部長

これは国を通じて地方税法の改正で取り組んでいるものでございます。先ほど課長が説明いたしましたように、平成21年の10月からということになっておりますが、その事前準備等も国を通じて県のほうからいってきておりますので、早急に手続き、作業にかかっているわけではございませんので、専決とさせていただいたわけでございます。

○ 川上委員

それは筋が通らないでしょう。それこそ臨時議会招集ということだってあったわけじゃないですか。

○ 財務部長

先ほど課長も説明いたしましたように、全国的な地方税法の改正でございますので、その全国的なものということで、専決させていただいております。

○ 川上委員

臨時議会に対応しているところもあるでしょう、全国的には。それから、6月議会で専決でない形に対応しているところもあるでしょう。確認してですか。

○ 課税課長

大牟田市が、6月議会に出すということを確認しておりますが、あとは確認しておりません。

○ 川上委員

ほかにもありますよ。ネットですぐ出てくるわけですから。だから、専決処分しなければならぬというようなことは、ないわけです。全国的にそうだから、ということでもないわけですよ。じゃあ、どうして専決処分したのか、ということになるんですね。

次に、ふるさと納税の導入によって税収は増えるのか減るのか、どのように見込んでいるか、お尋ねします。

○ 課税課長

その点につきましては、納税者の方がご好意によって寄附をされますので、現段階ではどの程度の寄附があるかどうかというのは不確定要素でありますので、不明でございます。寄附者が増えれば、税収自体は減ります。

○ 川上委員

そうすると、税収が減ると、地方交付税が増えますか。

○ 財政課長

税収が減った分の100分の75相当分が基準財政収入額に算入されますので、減った分の100分の75は算定上、基準財政収入額が減るという形にはなります。

○ 川上委員

私はいずれにしても、税収の増減、それから寄附の増減によって、基本的には地方交付税が対応するようにできてるわけですから、財政的にはあまり大きな影響はないのではないかと考えていますけれども、どうでしょうか。

○ 財政課長

先ほど言いましたように、財政収入額の算入としてはありますが、交付税の交付がどうなるかは、まだ今のところ見通しはわかっておりません。

○ 川上委員

もちろんそうですよ。国は米軍とかにはじゃんじゃん金を出しても地方には金を出さないというやり方をしてるんで、地方交付税はどんどん減っていく危険性のほうが高いんですよ。高いんですけども、国会ではそういうふうには言わないんですね。答弁では、地方交付税で対応することになります、という答弁をしています。それは調べてみてください。要するに、財政的には大きな影響はないですよ。ないんですけども、今でもパンクしかかかってる課税課が持ちこた

えられるか、と。これから増える業務量。パンクするんじゃないですか。どうですか。

○ 課税課長

それは、現在いる職員で頑張っていきたいと思います。

○ 川上委員

頑張りがきてないから、いや、頑張ってるんですよ、個々の職員は。しかし、今の体制のもとでは頑張りがきてないから、様々な苦情が押し寄せているわけでしょう。これに、国の右へならえに従って、はっきり言ってふるさと納税というのは思い付きから出発してるんですよ。参議院選挙前の政府与党の。これに右へならえということ、専決処分とか、よく検討もせずに出発していくと、市役所はもう、もちませんよ。そう思います。

そうは言っても、ふるさとを応援したいという気持ちは、飯塚出身、この地域出身の方にはあると思うんですよ。トータルに考えたら、飯塚だけじゃないですよ、この制度そのものを。地方財政にはどういうメリットがあるとお考えですか。お尋ねします。

○ 財務部長

このふるさと納税につきましては、先ほど質問者が言われますように「ふるさとを思う」と、そういう趣旨で制度化されたわけでございますが、寄附金と税控除という組み合わせで制度の設計がなされております。それで、地方で育って大都市に就職されて、そこで住まわれるということで、成人してから税を納めるのは大都市ということで、生まれ育ったところは経費がかかって、税を納めるようになったら大都市で、ということでこの制度は生まれておりますので、そういう意味からすれば、一定割合ではございますが、ふるさとを思って税を納めるのが地方に一部分還元できるというふうに判断いたしております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

一点だけお尋ねします。省エネ化を促進するため既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合の減税措置が創設されるわけですが、一定の省エネ改修工事というのは、何かその、どの程度とか金額とか面積とか何とかいうことの制限があるわけですかね。「省エネ化」というのはどういうものかも併せてお願いします。

○ 課税課長

省エネに対する改修工事の場合でございます。固定資産税の税額から3分の1を減額するものでございますが、面積でいいますと120㎡までに限ります。内容といたしましては、窓の改修工事、それに合わせて行う床の断熱工事、また天井の断熱工事、壁の断熱工事等でございます。それが省エネ基準に適合するかどうかということになりますが、費用が30万円以上のものが対象となります。

○ 兼本委員

これは3分の1を減額する措置を創設ということですので、翌年度分ですので1年に限ってということですから、そしてこれは申告にいろんなものを付けて、3月を経過した後に申告書を提出した場合には、というふうに期限が決められてるんですね。ということは、こういうふうなものを作ると、当然市民の皆様には、こういう固定資産税の減税がありますよ、ということで広く周知をしないと駄目だと思うんですよ。ただ、省エネ化を促進ということで、今聞きましたら床の断熱とか窓の改修とか、それから120㎡で30万円以上とかいろいろ、聞けば答弁してくれますけど、ただ文章で書いた「省エネ化を促進するため」というだけでは、恐らく一般市民は何のことを言ってるかわからんと思うんですよ。で、こういうふうなものをした場合の固定資産税が翌年に限っては3分の1減額しますよ、ということですからね、広くこれを市民に周知する方法としては、せっかく専決でやられたわけですから、周知する期間が

相当長くありますからね、どういう方法で周知しようとお考えか、お尋ねします。

○ 課税課長

今、その方法については検討いたしておりますが、ほかの減税につきましては既に飯塚市の広報にも載せております。この件につきましても、広報等によりまして広く周知をしていきたいと考えております。

○ 兼本委員

これは、持ち家を持った人、もしくはアパート等も含まれるかもわかりませんが、対象となるのは固定資産税をかける人達ですね。だから、簡単に言えば、持ち家、アパート等を所有していない方は対象外なんですよ。そういうことになりますよね。そういうことでしょ。だったら、固定資産税の課税通知を出しますよね。だから、今はもう課税通知を既に送ってますけど、その人達に「こういう減税がありますよ」って出せば、それが一番わかりやすいですよ。広報とか何とか言っただけ、全市民に関係があるんだったら広報でもいいと思いますけど。これは持ち家がある人、あるいはアパートを持ってる人とか、そういう人達が対象だと思うんです。だから、一番いいのは固定資産税かけてる人に出せば、一番わかりやすいですよ。いつもよく言う、市報に出しますと言いますが、こんなの、省エネ化をやった時に3分の1減税になりますよと書いても、これ、わかりませんよ、はっきり言って。どういう控除をやった時とか、こういうふうなふるさと納税みたいな絵を描いてですね、窓の工事をやった時とか床の断熱をやった時とかいろんな絵を描いて出せば、わかりますけど。これ、わからんと思いますよ。ただ文章でぼんぼんと書いたとしても。だから、これも次年度からだろうと思いますのでね、まだ期間がありますから、よく検討してですね。せっかくこういう減税措置が出来て、せっかくやられた方たちが何も減税を受けられなかったら、また市のほうが、なぜ早く教えてくれなかったかということで、納税のほうはちょっとおくれたらぼんと差押えやったりしてますけど、課税のほうは、減税とか何とかだったらある程度ちょっと、ゆるやかな形をとってるかもわかりませんが、それも納税意欲を高めるのと同じことですから、納税と同様に一生懸命やっていただきたいということで、よく検討してやってくださいよ。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 市場委員

ふるさと納税、説明が後であるということで、ちょっと要望を出そうかなと思ってましたけれども、今、出てましたので、ちょっと要望を含めて話したいと思います。私もこのふるさと納税、反対なんですけど、これは法律で決まってるものだから仕様がなと思うんですが。結局これは、今、財務部長が言われたように、大都会、特に東京の住民税をいかに配るかという形の法律なんですよ。ところがそれが、行政が、物貰いの行政になるんじゃないかという心配があるんですよ。福岡県内でも既に、納税してくれた人には3千円くらいの品物を用意しているというようなのが新聞に出てましたし、飯塚でもお礼状を出したりしないといけない。で、多額納税者については、やっぱりきちんとお礼に行ったりとかしないといかん場合が出てくるんじゃないかと思うんですよ。だから、こういうの、あんまり良くないと思うんですよ。やっぱり、自分たちで自立する努力をして頑張るとするのが本筋だろうと思うんですよ。それですね、副市長、一つお願いというんですかね、要望は、市役所の職員ですよ。これは、せめて旧2市8町の区域くらいはですよ、基準を作ってやらないと、飯塚市で働いて給料貰ってる人が嘉麻市にいますよね。嘉麻市で働いて飯塚に住んでる人もいないですか、市の職員で。そういう人達は、給料貰った時に、寄附しないといけないわけですよ、こういう制度ができれば。だから、いわゆる統一基準を作って、せめて旧2市8町の区域に住んでる人は寄附をしないと、そういうふうにはやっぱりしてあげないと、何と言うんですかね、給料貰って

るところに寄附しないといかんとか、そういうことで悩む職員が出てくるんじゃないかと思うんですけども、その辺のことはどうでしょうかね、副市長。

○ 財務部長

これは制度の問題で、先ほど私が申しましたように、寄附金と税控除を組み合わせたものですので、これは質問者が申される統一基準という部分も、そういう判断もあるかもわかりませんが、これは自主的なことでありますので、統一とかいうことではちょっと馴染まないのではなかろうかというふうに考えております。

○ 市場委員

今ちょうど部長が答えたので。部長はそうでしょ、該当者ですね、これのね。そしたら、やっぱり困るんじゃないかと思うんですよ。あなたみたいにちゃんとしてる人はいいいけど、気の弱い人はやっぱり、そういうこと、絶対気にすると思うんですよ。それで、例えば、もう旧2市8町の区域なんかはしない、と。みんな。というくらいの、何と言うんですかね、そういうことをしないと、いや、よそから来てる人はいいいですよ。仕様がなないじゃないですか、大分県やらから来てね。どうしてもしたい、とかいう人はいいいんですけど、どこもそうだと思うんですよ。嘉麻市で給料貰って飯塚に住んでるとか。そういう話くらいは、旧2市8町の範囲だったら出来るんじゃないですかね。それは自主的に、と言うけどですね。少なくとも検討はしてやってもらいたいと思います。そして、しないとかするとかいうことはその後にしてください。検討だけはぜひお願いしたいと思いますが。

○ 財務部長

一応検討はさせていただきますが、先ほど申しましたように寄附金については本人の好意ということでございますので、そういうことで答弁させていただきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 柴田委員

ある部分、ちょっとお尋ねしてみたいと思ってるところがございます。私も今回、一般質問させていただいたんですが、今回、ふるさと納税ということでこのような状況になっておりますが、本来、寄附条例とかそういうもので、市民というんですか、そのまちに住んでいる方が、あの、ちょっと私もよく理解できていない部分がありますので。ふるさと納税は、その土地に住んでいる人が、自分たちのまちづくりのために、そういうふうに寄附をしようということも含まれているということでしょうか、これ。どういう状況でしょうか。そこのところを確認したいんですが。

○ 課税課長

ふるさと納税につきましては、どこのまちにしてもいいし、自分の住んでいるところにしてもいいんですけど、その場合は税の控除がありますので、ただ事務的に煩雑になるということと、5千円の下限がありますので、5千円は戻ってこないということはありません。

○ 柴田委員

そういうふうに、地元もしていいという状況であれば、ふるさと納税、ぜひ、今からのまちづくりというような、私たちは小額であっても、それぞれの分野に分かれているまちづくりのために寄附をしていきたいという方々もいらっしゃると思いますので、そういうものも合わせてのふるさと納税であるということで、よろしいですね。ある方からちょっと尋ねられて、じゃあ、自分のまちに寄附した時に、控除というんですか、そういうことはどうなんでしょうか、あるんでしょうかということだったんですが、それも「ある」ということになるんでしょうか。

○ 課税課長

先ほど申しましたように5千円の下限がありますので、5千円は戻りはありませんけど、そ

れ以外の部分につきましては、概ね上限1割につきましては、全額戻ってきます。

○ 柴田委員

これは、ある額以上は控除もあるということでしょうか。

○ 課税課長

この、ホームページの中にございますので、後で詳しくは説明をいたしたいと思います。この中で説明は出てまいります。

○ 柴田委員

こういうふうには、地元も支えていくために、ということであれば、大いにこれは賛成でございます。自分たちのまちづくりは自分たちでやっていこうということですので、どうかすると、ふるさと納税ですので、よそからしていただくという思いでしか、市民の皆様がとらえておられたらいけないと思いますので、そのところ、よく、そういうお知らせもしていただきたいと思いますので、よろしく、要望としてお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は「議案第67号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」に反対の立場から討論を行います。年金から住民税を一方的に天引きする特別徴収の導入は、高齢者にとっては介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に続くものであります。高齢者の暮らしの状況を考慮して納税相談などで様々な対応を行う余地が一層狭められることになり、高齢者の生活は深刻に脅かされかねません。いわゆる「ふるさと納税」については、ふるさとを思う心は誰にでもありますが、そもそも住民税は地方自治体の財源ですから、国の財政には影響がありません。しかし、このような政策を持ち出さざるを得なくなった背景には、地方交付税を大幅に削減し、地方を疲弊させてきた国の責任があります。今、地方財政再建のためには、地方間の財政格差是正という地方交付税の機能回復と充実こそが求められます。また、今回の改正には緊急性は認められず、専決処分を行うべきではなかったことを指摘しておきます。以上で私の討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第67号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」について、承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第73号 交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 管財課長

「議案第73号 交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」について、補足説明をいたします。本件事故は、平成20年1月10日、高齢者支援課職員が公務により公用車を運転中、市道 車元・露切線と高島線の一時停止の標識のない十字路交差点に進入しましたが、左側から進入してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が道路脇の田に落ちたもので、この事故により双方の車両が損傷し、双方の運転手が人身傷害を負ったものです。また、車両から漏れ出たオイルなどが、田の土壌を汚染させたものです。事故の原因ですが、双方が交差

点進入時に安全確認を怠ったもので、過失割合は市側が60%であります。損害の賠償額587,370円ですが、全額、全国市有物件災害共済会から支払われます。なお、損害賠償額の内訳及び事故現場見取図などにつきましては、5ページ及び6ページに記載をいたしております。内容の説明は省略させていただきます。以上、簡単ですが、議案第73号の補足説明を終わります。

常々、機会あるごとに職員には交通事故防止に努めるよう指導いたしております。今度の事故につきましても、職員等には厳しく指導いたしております。なお、この職員につきましても安全運転するように、さらに指導を強めていきたいと思っております。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第73号 交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 15:25

再開 15:31

委員会を再開いたします。

川上委員から「同和関係団体補助金について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○ 川上委員

この同和団体の補助金につきましては、先の3月議会において市長の「見直しを考えてまいりたい」という主旨の答弁がございました。その後、今年度分の補助金交付が既に行われております。上半期、下半期ということで、上半期が行われております。で、穂波人権啓発センターのことなども含めて、見直しの状況について、急ぎ質したいことが生じておりますので、所管事務調査をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 委員長

おはかりいたします。本委員会として、「同和関係団体補助金について」所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「同和関係団体補助金について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「同和関係団体補助金について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

既に同和行政は国が終結し、福岡県も本市も基本的にその方向に向かっており、同和団体の補助金交付目的は既に失われております。ところが本市においては、人件費を中心に約5,100万円にのぼる補助金が予算化されるなど、同和団体言いなりの異常な行政姿勢が続いています。こうした中、補助金交付のずさんな実態、不透明な使用状況が次々に明らかになり、本市の同和行政、部落解放同盟及び同和会に対する市民の不信は一層大きくなっていると思うわけでありまして。今こそ本市は、同和団体言いなりの態度を改め、補助金は廃止すべき時を迎えて

いると思います。このことは、21世紀を迎えて大きく前進した部落問題解決の流れに対する新たな逆流を許さないためにも不可欠であります。はじめに、飯塚市補助金等交付規則の目的について、お尋ねいたします。

○ 人権同和推進課長

飯塚市補助金等交付規則につきまして、目的となる部分でございますが、第1条に定められておりますが、この規則は補助金等の交付の申請、決定に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とするというふうになっております。

○ 川上委員

次に、補助金に関する決定の取消しが市の規則でどのような規定になっているか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

同じく規則の中の10条に、事情変更による決定の取消しということで挙がっております。市長は補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特定の必要を生じた時は、補助金等の交付の決定の全部または一部を取消し、または、その決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができることと定められております。

○ 川上委員

実は、決定取消しについては第18条もあります。第18条「決定の取消し及び減額」、市長は補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助金等交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したときは、補助の決定を取消し、または補助金等を減額することができる、とあるわけであります。部落解放同盟に対する補助金について、齊藤市長は3月議会における私の一般質問に対し、「適正に行われているとの認識のもとに今までございましたけれども、今までのことが確かなのか不確かなのかはっきり見ながら、これからの補助金交付等については考えてまいりたい」、つまり、補助金のあり方を見直すと答弁されたわけであります。その後、どのような取り組みを行っておられるのか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

昨年までは運動体の活動費のほとんどが補助金であるため、年度はじめに補助金を交付し、交付後に前年度の決算書及び事業報告書の提出を受けておりましたが、しかし本年度からは、前年度の決算書及び事業報告書を補助金申請書に添付させ、決算内容を関係帳簿等と照合し、適正な支出を確認したうえで補助金の請求に応じることにいたしました。平成19年度の支出内容においても、市外における会議や学習会等の参加に支出される費用弁償や幹部視察研修旅行に高額な支出があったため、費用弁償については見直しを、また研修旅費は補助対象支出から除外することで協議を行っております。

○ 川上委員

今後の検討課題については、どのように考えていますか。

○ 人権同和推進課長

ただ今ご答弁しました以外の、今後のために検討していることについてお答えいたします。平成20年度につきましては、飯塚市協ならびに嘉山地協との組織再編により、新しい飯塚市協が誕生いたしました。新市協の予算書を見ると、役員の人件費が補助金の半分程度を占めているため、補助金に対する人件費等の占める割合を減らしてもらうように協議し、補助金の削減につなげていきたいと考えております。

○ 川上委員

二、三の取り組みは始まったように思うわけですね。一番重要なのは、行政の部落解放同盟言いなりの姿勢についてなんです。これについては市民の不信、批判を浴びてきたところであります。この点について、行政の側としてはどのように自己点検をして改善を図ろうとしてい

るのか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

今、質問者が述べられました指摘事項を踏まえまして、行政に対する補完団体ということもあり、協議・調整する事項も多々ありますが、馴れ合い的なつきあいはしておりません。ただし、これまで毎年運動体から行政に対し、同和行政に対する要望を、交渉という形で二日から三日程度受けておりましたが、本年度からは「交渉」から「協議」へ、協議人数も昨年より大幅に削減し、日程も一日で終えるよう、運動体と協議を行っており、運動体との対応についてもその他いろいろ改善を求めているところでございます。

○ 川上委員

時期時代の皆さんの解放同盟ほかに対する儀礼的な挨拶回りを見るわけですが、これについてはどうですか。

○ 人権同和推進課長

今、質問者ご指摘の件につきまして、そういうことの誤解のないよう、儀礼的な挨拶についても改めるという形で、行わないよう運動体に申し出ております。

○ 川上委員

挨拶に行かないというのを、運動体に申し出ているというのも不思議な話なんですよ。それから、酒席を共にするという、あなた方のこれまでも一貫したやり方については見直したことがありますか。

○ 人権同和推進課長

飲食につきましても、今、ご指摘のありました点が、市民または多くの方々から誤解を招かないように、きちんとした形で臨むためには、そういう酒席または飲食を共にしないという形で、庁議も含めて、部長からも関係職員に指示いたしております。

○ 川上委員

指名業者との付き合いのあり方について、厳しい基準があるんですね。で、これほど多額の補助金をもらい続けてきた同和団体幹部その他と、酒席を共にし続けてきたことについて反省はあまりないようだけれども、今後は見直すということですね。部長、どうですか。

○ 企画調整部長

ただ今のご質問に関しましては、これまでもそのようなケースが多々あったということは私も認識をいたしております。しかしながら、先ほど質問者も言われますように、これが引いては馴れ合いというような形になっては非常に困ることですので、今年度から、先ほど言いましたように、儀礼的な挨拶も廃止いたしております。また、酒席という形についても廃止という形で、今、臨んでおりますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

全体の奉仕者という立場をきちんとする必要があると思うんですね。そこで、部落解放同盟及び同和会に対する補助金は、今年度分、いくらになってますか、交付額。

○ 人権同和推進課長

まず、部落解放同盟でございます。4,737万7,500円でございます。全日本同和会でございます。370万1,700円でございます。計が、5,107万9,200円となっております。

○ 川上委員

これは今年度予算額ですね。全額交付したんですか。

○ 人権同和推進課長

半期分、半分を交付いたしております。

○ 川上委員

今、答弁があった額の半額を交付、執行したということですね。日本共産党市議団は、この間、昨年の決算特別委員会、12月議会、3月議会、6月議会、続けて補助金問題を採り上げてまいりました。部落解放同盟については市長選挙と市議会議員選挙の出陣式に関する支出及び研修会に関する使途不明もあることを指摘したわけであり、同和会については、構成員の人数など組織実態の把握に不十分さがあることを指摘いたしました。平成20年度分の交付にあたって、これらについてどういう調査を行い、どういう改善をしたのか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

会員数等の実数につきましては調査いたしまして、誤りについては訂正し、また、実態に合わせた補助額として、予算額として計上いたしております。

○ 川上委員

数が合わなかったから数を合わせれば補助金を交付する、ということでもなかろうと思うんですね。なぜ、合わなかったところにずっと補助金を出し続けてきたのか、行政としての自己点検が要ると思うんですね。それでは、補助金は金融機関に振り込むんでしょうけれども、それぞれの団体について、補助金の取り扱い金融機関はどこか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

口座情報は自らの活動の中で使用するものであり、一定の範囲の者に知られ得る性質のものであるとしても、その開示範囲は自ら選択できるものであり、自ら開示したもの以外に対しては公開せずに、内部情報として管理するのが通常の条項でありますので、金融機関名等につきましては公の場での公表は差し控えさせていただきたいと思っております。

○ 川上委員

その答弁は、部落解放同盟があなた方に答弁する口ぶりなんです。解放同盟があなた方に言う時には、そういうこと言うわけですよ。で、市民の税金を、5100万円の半額を投入した執行部が議会に対して答弁することではない。そう思いませんか。

○ 人権同和推進課長

先ほども申しましたが、あくまでも内部情報として管理するのが通常ですので、口座情報につきましては内部情報として管理するのが通常の条項でございますので、金融機関名につきましては公の場での公表は差し控えさせていただきたいと思っております。

○ 川上委員

今、言われてる答弁は、本質的には先ほど言ったように、解放同盟があなた方に言うせりふですよ。そのせりふをあなた方はそのまま、議会に使ってるわけですよ。それで、あなたが言ってるのは、情報公開条例か何かに依拠して言ってるんですか、法的には。

○ 総務課長

情報公開条例の趣旨に基づいて、若干補足させていただきたいと思っております。口座情報の開示につきましては、これは一概に申し上げられませんが、判例がいくつかに分かれております。従いまして、慎重な配慮が必要であろうというふうに考えられます。通説は、先ほど人権同和推進課長が申し上げたとおり、内部情報として管理するのが通常の条項ということが言えると思っております。その考え方からいたしますと、当事者団体には公開の可否及びその範囲を自ら決定できる権利を有しているというふうに考えられますので、団体の意思を尊重すべきではないかというふうには考えられます。

○ 川上委員

解放同盟が公表して構わんと言ってるんじゃないですか。解放同盟は何も困らないでしょ。同和会だって。私は、代表の名前とか口座番号をここで言ってくれとか、言ってないでしょう。市民の血税を原資とした補助金をどこの金融機関に振り込んだのか、取り扱われたのかを聞かせてくれと言ってるんじゃないですか。どこが解放同盟の内部情報ですか。答弁してください

よ。

○ 人権同和推進課長

繰り返し同じような答弁で誠に申し訳ありませんけど、この金融機関等の口座情報につきましては、先ほど申しましたように公の場での公表は差し控えたいというふうに思っております。

○ 川上委員

同和団体に取り扱い金融機関、福岡銀行なら福岡銀行、飯塚信用金庫なら飯塚信用金庫と、市民に知られたら悪いことがあるといわれておるわけですか。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

一切、この件につきまして、同和団体から口座の件について申し出も、話しもあっておりません。

○ 川上委員

先ほどの総務課長の答弁で、判例も分かれていますと言ってるじゃないですか。公開してるのもあるわけでしょう。公開しなかったのもあるわけでしょう。その中で、あなた方はなぜ、公開しないほうを選ぶんですか。情報公開条例だって、第8条はこう書いてますよ。「当該法人または当該個人の競争上の地位、その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなもの場合は公開は困ると書いてあるわけですよ。ですから、解放同盟が福銀なら福銀、同和会がどこならどこということを行うことが、利益が著しく損なわれることが明らかということにも当たらないでしょ。それでも答弁しないということにしてるんですね。あなた方がそこで答弁しないことの背景には何があるんでしょうね。法律ではなさそうですね、あなた方が拠って立ってるのは。法律に拠って立って、ものを言ってるんですか。

○ 総務部長

情報公開の関係で総務課長もお答え申し上げましたけれども、口座情報、これについては先ほど質問者が言われましたように、公開について、必要性という問題がございます。何でもかんでも教えてくれということで公開するものではない、と。それで、そういった判例を見る中で、公の場でのご回答については差し控えさせていただきたいとお答え申し上げておりますので、何でもかんでもこれはこれは、ということで出せる情報ではないというふうに判断をいたしておるということでございます。理由等ですね、そういったものもございますから。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 15:55

再開 15:56

委員会を再開します。

○ 総務課長

根拠となる法律はということになりますと、現在のところは飯塚市の情報公開条例、これに解釈によるという中での判断ということになろうかと思えます。

○ 川上委員

執行部不統一ということですね。ですから、こういう姿ですよ、今。法律に基づかないで、見せたくないから見せたくない、言いたくないから言いたくないというような態度でしょう。で、情報公開条例と今、総務課長が言ったけど、情報公開条例のどれに当たるんですか。当たりはしないじゃないですか。口座番号を、数字を聞いているわけでも何でもありません。金融機関を聞いている。あなた方個人のポケットマネーを振り込んでいるわけじゃないですよ。市民の税金を振り込んでるんですよ。どこの銀行に振り込んだか、聞いて当たり前じゃないですか、議会が。そこで、今のやり取りから、あなた方の同和団体言いなりの体質というのは変わってない。変わってないじゃないですか。変わってないということは、後でわかりますよ。

それで、市議会に「退去した」と説明があったにもかかわらず、部落解放同盟穂波町協議会が穂波人権啓発センターの一室を12月以降も占用し続けた問題について、お尋ねします。まず、経過の説明を求めます。

○ 人権同和推進課長

昨年11月末にセンターからの移転が完了した旨の運動体からの連絡があり、12月初旬に移転確認のためにセンターに行きましたが、しかし、町協の事務所となっていた相談室には、まだ役員の机や書類の一部が残されておりましたので、早急に荷物を運び出していただくよう指導いたしました。その後も移転確認に行きましたが、運動団体からは、組織再編に伴う合併大会や解散大会などの準備作業に追われていたことや、使い慣れた事務室ということもあり遅れてしまいました、なるべく早く移転しますというような返答で、依然、移転作業が進まないまま6月上旬まで使用が続いておりました。全ての移転は6月5日に完了いたしました。

○ 川上委員

その6月5日というのは、本議会が議会運営委員会を行った日です。私はその議会運営委員会の場でも、公共施設等のあり方を調査する特別委員会の設置に関して指摘というか、紹介したことがあったんだけど、委員長、資料要求をしたいんですけど。「飯塚市穂波人権啓発センターからの部落解放同盟穂波町協議会事務室移転経過について」という文書があります。これは情報公開でも請求できておりますので、提出ができるはずですので、お願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。ただ今、川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○ 人権同和推進課長

情報公開条例で提出いたしました資料につきましては、提出いたします。

○ 委員長

おはかりいたします。ただ今、川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休憩 16:02

再開 16:10

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

資料が配付されております。3枚あるんですけども、移転協議というのが昨年の4月18日を第1回として昨年の11月13日まで13回あったことになっています。この段階で、できるだけ今月末には移転しますと高野書記長が言われて、今月中に移転ができるようになったことを部長に報告、と。ですから、課長以下の幹部が書いたということなんでしょうけれども。そして移転後の確認ということなんだけれども、ずっと退去してないことをあなた方は知っておったということが克明にわかるわけですね。それで、3枚目の、6月5日というのはないんですけども、6月5日に退去したということなんですが、解放同盟穂波町協議会は6月5日、なぜ退去したんですか。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

6月4日、現地において質問者より、移転が完了していないことが指摘され、運動団体に至急移転を終えるように強く申し入れを行い、その結果、5日には移転が完了いたしました。翌日にセンターに確認に赴き、事務所内が片付けられていることを確認し、写真を撮影いたしております。結果的に、このような事態を招きまして、大変申し訳なく思っております。また、

隣保館の管理・運営に対する不適切な対応と運動体に対する指導力の甘さが今回の大きな要因だと痛感いたしております。今後、このようなことのないよう、厳正に対処していく所存であります。

○ 川上委員

いずれにしても、1976年から三十何年、1回も退去したことの無い解放同盟が今度出て行ったわけですね。しかし、この議会で縄田部長から「退去しました」という答弁を聞いた後ですね、6月4日に私が見学に行くまでは、まるでこういう状態を知らなかったんですね。通常、知らないほうが悪いでしょう。調査しきれない議員のほうが。しかし、今回の場合は、議会で「退去した」と答弁があって、しかし退去していないのをずっと知っていたわけですね。そこでお尋ねしますけども、この施設の管理運営に多少なりとも関係のある職員で、市が部落解放同盟穂波町協議会に退去を求める通告をしたということを知らない職員がいましたでしょうか。

○ 人権同和推進課長

今、質問者からご指摘のありました、私、また課長以下関係職員及び穂波人権啓発センターの職員は、知っておりました。

○ 川上委員

人権同和推進課長など関係職員及び穂波人権啓発センター館長までが、この解放同盟が退去していないことを知っていた。部長、知らなかったんですか。

○ 人権同和推進課長

今、部長に質問でございますが、その前に回答させていただきます。11月13日に退去の確認が取れたということで、部長に報告した後、これまで、6月の4日に議員から指摘を受けるまで、一切、部長に対しては報告をしておりませんでした。申し訳ありませんでした。

○ 企画調整部長

この部落解放同盟穂波町協議会の、穂波人権啓発センターからの事務所移転につきましては、これまでも私、提出させていただいております資料の中にもありますように、二、三回、穂波町協議会と折衝を重ねております。その結果、昨年11月末をもって事務所移転をするという協議が整っております。それを受けまして、私も委員会の中で、移転するというようなことをご報告をさせていただいております。しかしながら、今、質問者がおっしゃるように、6月4日に質問者から「現地に来てくれ」というようなご依頼がありまして、私も現地に行きました。行きました結果、まだ町協が穂波の人権啓発センターの中に事務所を構えているというようなことを自分の目で見て、大変な驚きと強い怒りを感じました。その結果、私は早速この町協に強い抗議をいたしますと同時に、即刻、退去指示といたしますか、退去命令といたしますか、これを発したわけでございます。従って、その結果、今日一日、4日の一日だけは、机とか諸々、キャビネットとかあるから、一日だけは猶予していただいただけませんか、と。しかし、それもまかりならんというような強い口調で言いましたが、翌6月5日に全ての机、キャビネット、全ての書類を移転先のほうに移転したというわけでございます。私がそれまで知らなかったということに対しては、私の指導・監督の不備といたしますか、そこらあたりにつきましては誠に申し訳ないと存じておりますが、即刻退去命令ということで出しまして、その結果、6月5日に完全に移転したということでございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

昨年の11月に、飯塚市が退去するように通告したことを知らない職員は誰もいなかった、と。そして、今の答弁によると、それから半年間、穂波町協議会が退去していないことを、あなた以外の職員が全員知っていた、と。しかし、誰もあなたにそのことを言わなかった、ということなんですね。これは、大変なことなんです。それまでに、そこまで部落解放同盟との癒

着関係が、あるいは言いなりの姿勢が染み付いてるということですよ。課長以下の職員は、あなたよりも部落解放同盟を守ることに腐心したわけですよ。この飯塚市の人権同和推進関係の職務はそういう状況に今、なっているということが確認できると思うわけです。それで、部長が知らなかった、当然、市長も知らないということになるでしょう。筋から言えばね。そうすると、その施設の管理に責任を持っている市の最高幹部が知らないのに、部落解放同盟は占有使用を続けたわけです。誰かが認めたんじゃないですか。最高幹部は知らないんだけど、居っていいよ、と。誰か認めた人がいるんじゃないですか。

○ 人権同和推進課長

先ほどからご報告申し上げておりますように、移転するように指導をいたしておりましたので、行政としては一切、利用を認めてはおりません。

○ 川上委員

じゃあ、11月に市が「出て行ってくれ」と。これは一方的な通告じゃないですね、これ見ましたらね。半年がかりで合意を積み重ねてきてますでしょ。だいたい、一方的でもいいんですよ。相手も合意してるんですよ。しかし、出て行かない。それでも繰り返し、及び腰ながら「出て行ってもらいたい」と言い続けてるわけですよ。で、出て行かなかった、と。つまり、解放同盟が市の規則に違反して不法に占有使用したということになるわけです。そうではありませんか。

○ 人権同和推進課長

違法に占拠したというよりも、それまでの行政の、我々の対応の甘さということが、当然、結果としてこういう形になったものと、強く反省いたしております。

○ 川上委員

そんなこと言ってる限り、解放同盟はまた、いつのまにか入ってましたということにならないですか。課長は知ってたから言いにくいんでしょうけど、部長は知らなかったんだから。これは不法占拠じゃないんですか。不法使用ではないんですか。どうですか。

○ 企画調整部長

先ほどもご答弁申し上げたような内容でございますけど、運動団体につきましては市に対して謝罪をいたしております。本当に、誠に申し訳ありませんというような謝罪をいたしております。それと併せまして、この6ヶ月間という間、飯塚市は認めてないのに事務所を構えていたという反省の意から、この使用料については納入させていただきたいというような内容の申し入れもされております。市としましても、そのような強い謝罪をされてますし、使用料の納入も申し入れられておりますので、市としてはこの方向で、受け入れた中で、今後におきましては、このような運動団体の不適切さということに対しては、運動団体に対して厳しい、強い姿勢で今後とも臨んでいきたいというふうに考えておりますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

全然、厳しくも強くもないですよ。あの、部屋の鍵。部屋の鍵は、私が現場に行った時に、解放同盟町協議会の書記長の方が手にしておられました。で、その鍵はどうしたんですかと聞くと、私がずっと持っておりました、と。1976年以降、部落解放同盟はこの部屋の鍵を手放したことがありますか。

○ 人権同和推進課長

事務室の鍵につきましては、旧穂波町役場から穂波隣保館に移転していただいたわけですが、移転した当時から、当時の隣保館職員から予備の鍵を渡されたのではないかと書記長が言っておりましたので、鍵は書記長だけが持っていたというふうに考えております。

○ 川上委員

書記長だけが鍵を持っていたというふうに思いますけれども、恐らく解放同盟は、書記長だけが鍵を持っていれば、使いづらかったんじゃないですか。だから、彼らその鍵を、スペアキーを自分たちの判断で作って、幹部がそれぞれ持っていたということはないですか。

○ 人権同和推進課長

質問者もご承知かと思いますが、穂波人権啓発センターは管理人を置いておりますので、常に建物に入ることができますので、あくまでも書記長に便宜上、渡していたという形で、ほかの方は持っておりません。

○ 川上委員

いずれにしても、退去するように通告を受ける、自分も同意する、しかし出て行かない、それで指導を受ける、出て行かない、そして部屋の鍵は3年間持ったまんま、と。これはどういう状態ですか。市の施設を管理する立場からいうと。

○ 人権同和推進課長

退去通告に対して従わなかったということに対しましては、組織からも、人権同和推進課を通じて口頭ではありますが謝罪を言っておりますのは、先ほど部長が述べたとおりでございます。このような状況に至ったことにつきましては、大変皆様方にもご迷惑をおかけしたというふうに考えております。隣保館の管理運営に対する不適切な対応と、運動体に対する指導力の甘さが、今回の大きな要因になったということで、今後このようなことがないように、厳正に対処していきたいと思っております。

○ 川上委員

これは、解放同盟による市の施設の不法占拠にあたると思います。で、議会事務局にお願いして調べていただいたんですが、「新訂 注釈 地方自治関係実例集」、平成5年のものがあります。国の勉強会がまとめたものですね。その中で実例として、神奈川県総務部長に対して国の行政課長が回答したのがあります。どういうテーマかという、普通財産を貸し付けた場合における解除権の行使というテーマなんです。で、今回問題にしているのは行政財産ということなんでしょうけれど、基本的に変わらないと思われま。それで、こう書いてあるんですね。解除権の規定の問題と同時に損害賠償請求権の規定とは、その保護する法益・目的が違うので、損失賠償とは別に解除効力が発生し、相手が不法占拠となると解してよいか。また、損失賠償をもって同時履行の抗弁権を行使することができるか。というのが問なんです。回答は、不法占拠だ、と。それから抗弁はできない、と。損失賠償をしても、免れ得ないというふうに書いてるんですよ。ですから、こういうのを言わなくても、不法占拠ですよ。鍵まで持って。そう思いませんか。

○ 人権同和推進課長

重ね重ね同じようなご答弁をして申し訳ありませんけれど、穂波町協も自らの非を認め、反省されておりました、また、この原因の一端は施設の管理者である私どもにもございます。先ほども申しましたが、運動団体に対する指導力不足もありますので、運動団体だけの責任ではないというふうに考えております。大変申し訳ありませんでした。

○ 川上委員

先ほどから、解放同盟の問題を言ってるわけですよ、私は。あなた方の今までの説明とこの資料が本当ならば、部落解放同盟の穂波町協議会は市長から退去せよとの通告を受け取った。そして、部落解放同盟の嘉徳山田地区協議会が何の相談も受けず、事情も何も知らなかった、こんなことはあり得ないですね。で、部落解放同盟の穂波町協議会が退去しなかったのは、嘉徳山田地区協議会との相談のうえではなかったのですか。

○ 人権同和推進課長

質問者が申されました嘉山地協の件でございますが、嘉山地協が承知していたかどうかとい

うことにつきましては、全くわかりません。申し訳ありません。

○ 川上委員

嘉山地協の委員長は、市議会議員の田中廣文氏ですね。家が目の前じゃないですか、啓発センターの。で、退去通告を出すまで13回、協議をしてるんだけど、その過程で半年あるわけですよ。こういう重大問題について、地協が何も知らないということがありますか。ないでしょう。従って、その後も通告が出ているにもかかわらず出て行ってないというのは、当然、地協の委員長が知ってるはずですよ。どうですか。

○ 人権同和推進課長

今、質問者が言われますように、旧嘉山地協の委員長は地元でございまして、全く知らなかったということは言えないのではないかと、知っていたのかなという気はいたしますけれど、それを黙認したかどうかということは、一切わかりません。

○ 川上委員

聞けばいいじゃないですか。地協の委員長に。知ってましたか、と。知ってたら、どういう指導をしたのか、と。同和行政の補完的役割を果たしてもらうために何千万円というお金をやってるわけですよ。委員長自身も120万円ですよ、年間、行動費が。穂波時代は、穂波町協議会からも手当をもらってるんですよ。そういう間柄だから、絶対知らないということはないと思います。ですから、地協は知っていたのはほぼ確実と思うけど、どういう指導をしたのか。市の意向に従って、地協としては指導をするべきだと思うんですよ。そこを調査して、また総務委員会に報告してくれませんか。どうですか。

○ 人権同和推進課長

あくまでも予定につきましては、行政が当然通告いたしまして、移転するように指導をいたすべき立場でございまして、半年間それがなされなかったという件につきましては、あくまでも行政である私どもの不手際でありまして、これにつきましては反省いたしております。それを、組織の上部団体等の問題ではなく行政の責任だろうというふうに考えております。

○ 川上委員

今の答弁は、地協に責任を問わない、その前ですね、調査しないという答弁ですか。

○ 人権同和推進課長

質問者が言われましたように、調査はする気持ちはありません。あくまでも行政の責任であったというふうに反省いたしております。

○ 川上委員

調査するつもりはないというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。いずれにしても、部落解放同盟穂波町協議会の行為は不法占拠、不法行為です。先ほど言われました、口頭で行政に謝罪があったんですかね。どういう内容だったかお聞きします。

○ 人権同和推進課長

6月4日にご指摘を受けたわけですが、その時点ですぐさま、部長も含めて話し合いをいたしまして、運動体につきましては、その場で、これまで指導があったにもかかわらず、先ほど申しましたような理由に基づいて居座ってしまったということで、申し訳なかったということで、口頭で謝罪があったおります。

○ 川上委員

私が行った時には、あなた方に、課長に、職員に迷惑をかけて悪かったね、と言ってましたよ。そのくらいの認識でしたね、4日の段階ではね。で、きちんとした謝罪を、市長あてに文書で謝罪文を提出するように要求してしかるべきではないですか。どうですか。

○ 企画調整部長

当日、質問者と私と課長と運動団体の方、おられた中で、そういうふうなことで言われまし

た。しかし、川上議員がお帰りになった後、私と運動団体の方と協議する中で、私は即刻退去ということでの指示を与えました。その中で、運動団体のほうから、この件については幾度となく行政指導を受けているけど、このようになって誠に申し訳ないというような強い謝罪の意がっております。その中で、行政に迷惑をかけたから、この6ヶ月間あまりの使用料については、ぜひとも納入させていただきたいというようなこともおっしゃいました。そういうことからして、質問者が言われるように行政の甘さがあったんじゃないかということに對しましては、私も含めまして行政の甘さがあったということは痛感いたしております。しかしながら今後におきましては、このような運動団体の不適切さがある場合には、行政としましては強い姿勢、毅然とした姿勢で運動団体に臨んでまいる覚悟でございます。そのようなことからしまして、何とかよろしくお願い申し上げます。

○ 川上委員

駄目です。やっぱり文書で謝罪文を要求すべきです。それで、何か勘違いしておられるところがあるけど、不法に占拠していた時代の使用料を払うから許してくれ、と。それは税金で払うんでしょ。補助金から。とんでもない考えですよ。だいたい、あそこの使用料については、あなた方は何ですか、平成19年1月分から月額10,500円を12,400円に値上げして払うようにさせましたと言うんだけど、お金ももらってるんでしょ、もらってるんでしょけど、規則に基づかずにもらってるんですね、あなた方は。で、半年も経ってから後で決裁をかけてるんですね、これを見ると。あなたのハンコのある文書がありますよ。だから、決裁せずにお金をもらってるわけです。12,400円。これも不法ですね。もう、今後、同じことを繰り返そうとしてるから、とは思いませんけど、文書で謝罪を要求しないと駄目ですよ。だいたい、あなた方自身も文書で市長あてに出さないといけないでしょう。始末書か何か。

それで、今回の部落解放同盟穂波町協議会の態度というのは、社会的に厳しく批判されるべき非行であり、不法行為ですよ。それで、補助金等交付規則第18条「補助金交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき」の規定に該当します。従って、穂波町協議会に対する補助金、交付規則に従って、期限を定めてその返還を命ずるべきではないかと思えます。どうお考えですか。

○ 人権同和推進課長

大変申し訳ありませんが、現段階では補助金の返還等については考えておりません。

○ 川上委員

現段階では考えてない。今、考えないで、いつ考えるんですか。市民は、納税課の方がおられるかどうかかわからないけれども、何も悪いことをしていないお母さんが児童扶養手当を法に反して差し押さえられていく、こういう実例を紹介したでしょう。その一方で、部落解放同盟はこれ程のことをしても謝罪文も始末書も要求されないし、何千万円というお金がもらいっぱなし。補助金の見直しをやれという市長の指示に逆流してるんじゃないですか。

そこで、部落解放同盟嘉徳山田地区協議会です。先ほどから言ってるように、下部組織の穂波町協議会の状況については百も承知です。従って、行政の補完行為を行うと言って人件費を中心にお金をもらってる以上、退去させる方向で指導すべき立場にあった。しかし、あなた方は調査しないと行ったんだけど、事実上は黙認してるわけです。なぜそう言えるかということ、穂波町協議会はいつになったら出て行こうということを考えていなかったんです。たまたま共産党が見つけなければ、ずっと、あと30年くらい居たかもしれませんよ。この嘉徳山田地区協議会も、そういう意味では責任は免れないと思うわけです。従って、補助金返還を規定に従って命ずるべきだと私は思うんです。部長、どうですか。

○ 企画調整部長

先ほどから私、答弁させていただいてますように、運動団体のほうは謝罪をいたしてござ

す。その上、6ヶ月間の使用料の納入もさせていただきたいというような申し入れがあります。従いまして、市としましてはこれを受け入れまして、そのように進めていきたいというふうに考えておりますので、補助金の返還については考えておりません。

○ 川上委員

市長、私は3月に、齊藤市長が先ほど紹介したような答弁をされたのを、そういう意味では本当に勇気のいることだったと思うわけです。市長が勇気を持って答弁し、それに基づいて指示を出した。一歩か二歩か三歩かは進み始めてる面もある。しかし12月議会で紹介したように、行政の中にも地域にも、人権同和というか、同和関係のいろんなシステムが広汎に広がってるでしょう。そして、3月議会で指摘したような使途不明とかあったんだけど、先日の一般質問で、監査委員に監査をし直してくれと言うんだけど、飯塚信用金庫出身の代表監査は監査しないと言う。今、指摘されて、事務所からは穂波町協議会を強い態度で退去させたということなんだけど、謝罪は文書では要らない、と。自分たちも始末書を出していないという状況が、まだ続いているんです。ですから、この際、齊藤市長が答弁された方向、共産党は応援しますよ。ですから、その方向で補助金問題、徹底的に見直してもらいたい。共産党は同和行政の問題に、冒頭に言いましたように、全額削除というか全廃を要求して、これからも頑張ろうと思います。以上で質問を終わります。委員長、ありがとうございました。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 16:45

再開 16:52

委員会を再開いたします。

次に、永露委員から「職員の再任用について」所管事務調査をしたい旨の申し出があります。永露委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。永露委員に発言を許します。

○ 永露委員

昨年の決算委員会等を通じまして、再任用の制度のあり方そのものについてのいろんな議論をいたしまして、今年も現実的に再任用が行われておると聞いておりますので、その点について少しご質問を申し上げたいということで、委員長をお願いをしているわけでございます。

○ 委員長

おはかりいたします。本委員会として、「職員の再任用について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「職員の再任用について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。「職員の再任用について」を議題といたします。永露委員に質疑を許します。

○ 永露委員

まず冒頭に、今年の再任用の採用状況がどのようになっているか確認をしたいので、できますならば、本年度の状況についての資料を出していただければ、というふうに、併せて資料要求させていただきたいというふうに思っております。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。ただ今、永露委員から要求がっております資料は、提出できますでしょうか。

○ 人事課長

ただ今、要求のありました資料につきましては、再任用職員の所属・氏名、それから担当業務の概要というような形でよろしければ、提出は可能かと思えます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただ今、永露委員から要求がありました資料につきましては、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されていますので、事務局に配付させます。

それでは質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

この資料でいきますと、56名の今年度の再任用という形になっておりますが、このうちで、平成20年度の再任用については、番号で結構ですので、どれとどれ、と教えていただけませんか。

○ 人事課長

この表の中で、今年度の採用者について、ということでございますけれども、総数といたしましては、まず先にお知らせさせていただきたいと思えますが、21名が定年退職に伴いまして採用したものでございますが、平成20年度の総数といたしましては29名を採用した状況になっております。従いまして、その差8名につきましては、一般質問でもお答えいたしました。年齢55歳以上で早期退職し、なおかつ在職年数が25年以上あるというものが含まれております。この中でその人間をピックアップというのは、ちょっとお時間を頂かないと作業ができませんので、ご了承いただければ、と思えます。

○ 永露委員

結構です。出来るだけ時間を短縮したいと思います。それで、課長、「飯塚市の再任用制度について」というのを以前に頂いたんですけれども、これは所内での内規とか規約だろうと思うんですが、正式にはこれは、何に該当するものですか。

○ 人事課長

今、お手元にお持ちの文書でございますけれども、それにつきましては私どもが、再任用に該当する方、主には定年退職予定者でございますけれども、一般質問でもご答弁いたしましたように、秋ごろになりますと再任用の制度・概要説明のため、職員向けに作った資料でございます。その内容につきましては、法律あるいは飯塚市で現在敷いております再任用制度に係る条例の内容等を記載しているところでございます。

○ 永露委員

今、課長が説明してくださいました「再任用制度について」ということで、この中の1ページにですね、「職の配置は退職前の同職種の職場に限定する」という項目があるんですが、まず、その目的は何なんでしょう。

○ 人事課長

これにつきましては、具体的にご説明いたしますと、現在、職種といたしましては事務職・技術職・それから業務員というような3種類の職種がございます。時によれば、希望を聞いておりますと、事務職の職員が、もう定年退職後は体を動かすほう、いわゆる業務員職のほうに就きたいというような希望等がある場合がございます。そういうことについては、配慮はいたしません、というようなことで置いたものでございます。業務員の方も当然、希望をなさって

おります。その中に事務職というような。また、業務員の方が事務職を仮に希望されるという場合、その適性がいかなものかということもございまして、人事管理上、ここの整理は必要だということで、このような説明をさせていただいているところでございます。

○ 永露委員

それと、先の一般質問でも質問があつておつたというふうに記憶しておるんですけども、私の聞きそびれた点がありましたので、重複するかと思ひますけれども、いわゆる懲戒免職になつた方ですね。懲戒免職になつた方に対する再任用等の取扱いについては、いかなうになつておりますか。

○ 人事課長

ただ今のご質問でございますが、一般質問でご答弁させていただいております、その繰り返しになりますけれども、地方公務員法第16条、ここに「欠格条項」として、「職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができない」事例ということが規定されておまして、その中の懲戒処分に関する部分につきましては、当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者というような規定がございます。処分に関する欠格条項に該当する分はこの規定だけでございます。従ひまして、この規定に該当する者以外は懲戒処分を受けた職員といへども、その処分期間を終えれば正常な選考の対象になるというふうに考えます。しかしながら、懲戒処分となつた理由、それから懲戒処分後の本人の改悛の状況、在職中の勤務実績等を総合的に考慮した中で、最終的には採否を決定することになるというふうに考えております。

○ 永露委員

法制上は、要するに2年間の猶予期間を置けば再任用できるということになるだろうと思ひますよね。そして、最任用する場合には、退職時における職場ということですね。職の配置は退職前と同職種の職場に限定するということですね。となりますと、その職場における重大事犯のために懲戒免職になつて、その人が例えば、するしないは課長の胸一つでしょうけれども、法制上は、そういう形で懲戒免職になつた方が権利として申請をする、それを受け付けないというわけにはいかないでしょうから受け付ける。でも、仮にこれが法制上の問題とはいえ、なつたとすれば、また前の職場に再任用するんですか。してもいいということになつてるんですか、法制上は。

○ 人事課長

職場の意味でございますけれども、先ほどもご説明いたしましたように、職種の問題でそのまま規定を設けておりますので、例えば職場といいますのが、所属、退職前の所属と同じところに必ず行きますという意味ではございませんので、その点をご理解をいただきたいと思ひます。

○ 永露委員

でも法制上は、あり得るということになりはしないんですか。そういうことは絶対にあり得ない、課長はしない、どちらですか。

○ 人事課長

法制上の問題ではないというふうに理解いたしますけれども、同一職場に置くか置かないかということは先ほどもご答弁いたしましたように、懲戒処分となつた理由、これは一つあるかと思ひますし、処分後の本人の悔悛の状況、これが二つ目、それから在職中の勤務実績、そういうふうな観点から検討いたしまして、市政に貢献できる人材かどうか、これを総合的かつ慎重に判断する必要があるというふうに考えております。

○ 永露委員

それと、同じページに採用の箇所がありますね。第4のところになりますけれども、これに

よりもすと、従前の勤務実績等に基づく選考によるということ、括弧して病気等で勤務が困難な職員、及び勤務実績の良好でないものは除くということは、病気等で、もう再任用等が不可能、無理だという方、それと勤務実績が良好でないものは再任用しないということですね。この文章からいけばそれしか判断できないんですが、そうしますとこの「勤務実績の良好でない者」という定義について教えてください。

○ 人事課長

勤務実績が良好でないということでございます。その説明を求められておりますが、それが勤務実績とはどういうふうにとらえるかということで、ご説明をさせていただきたいと思いますが、第1には与えられた業務に関して達成された成果である。これが勤務実績であるというふうに考えます。勤務実績等に基づく選考を行うという場合につきましては達成された成果に関わったと考えられるその職員の能力、それから経験、性格、職務適正、及び健康状態等も加味されるものではないか、このような条件がそろわない場合を勤務実績が良好でないと判断されると考えます。

○ 永露委員

なかなか理解しがたい。例えば今の課長のお話ですと、業務に対する達成というのを第一義的に考えてあるようですが、その間のプロセス、過程とかいうものは別にしても、仕事さえできればいいということでもないわけでしょう。その人間そのものに対する勤務実績等も、もちろん当然、重要な加味条件になると思うんですが、その点についてはいかがですか。

○ 人事課長

ちょっと私の理解不足なところがあるかとは思いますが、その人について特定の活動にどれほど適した素質を持って、そのような業務遂行に必要なとされる能力といえますか、それに貢献したかというようなことで考えるべきではないかと思えます。ですから、先ほどご指摘がございましたように、仕事だけができればいいのかというご質問でございますけれども、そのようにも理解はしておりません。

○ 永露委員

じゃあ少し具体的にお尋ねいたしますが、例えば先ほど懲戒免職にあった人、懲戒処分を受けた方ですね、この人は勤務実績良好である、ない、どちらですか。

○ 人事課長

処分を受けたということをとらえれば、その時点では勤務実績が良好かといいますと、良好とは言いがたいとは思いますが、処分を受けるに至った以前の勤務の状態、また、その後の本人の勤務の状況、それで判断をすべきではなからうかと思えます。それから、処分と一概に申しますが、その原因、それから経過でございますが、そういうものも十分検討する必要があるかと思っておりますので、一概に処分ということをとらえての答弁は難しゅうございます。

○ 永露委員

今、私が申し上げたのは、一般的な処分ということではなく、懲戒免職者に限定をして、懲戒免職になった方が再任用の申し出を、やろうとすればできますけれども、2年後、やろうとすればできるけれども、ここに書いてある、懲戒免職者に対して勤務実績が良好かどうかという、ですから、懲戒免職になるということはいろんな状況がどうだと、こうだといいますけれども、基本的に公務員としてふさわしくないということで、切っているでしょう。だから、いいですよ、課長が懲戒免職になられた方でもその後がんばってようやくと。ですから、その方も再任用するならばとということなら、それでいいんですけれども、どうですか。

○ 人事課長

ただいま懲戒免職処分を受けた人間が年数経過して再任用を希望した場合にとるかからないかというようなご質問かと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、その処

分に至った経過なり原因というものを十分勘案した中で検討すべきことかと思えます。本人が再任用ということに限りますれば、希望するということが大前提になってまいります。それを拒むことはできないというふうに考えますが、採用にいたるかどうかということは個別に判断をさせていただくようになるかと思えますので、一般論としての答弁は差し控えさせていただきます。

○ 永露委員

課長のお話ですと、懲戒免職になって退職させられて、そしていろんな諸々の条件、状況によっては、再任用することもあり得るということに理解でよろしいんですね。

○ 人事課長

100%採用しないということは断言できないということでございます。

○ 永露委員

ですから、再任用もあり得るんですねと。あり得ると言ってくださいよ。

○ 人事課長

可能性としてはございます。

○ 永露委員

不思議な制度ですね。不思議な制度ですよ。何も疑問に思わないんでしょうけれども。それで、今年の再任用、それとあわせて56名、定年退職で21名。平成20年度の新採用で29名ということですが、この中に入所依頼、処分を受けられた方はいますか。

○ 人事課長

処分を受けた人間はこの中にいるかないかということでございます。条件を付けさせていただきます。合併をしております、合併前の4町におきましては処分につきましては非公開扱いということになっておりました。従いまして、合併後の状態でご答弁をさせていただきたいと思えますが、該当者はこの中に含まれております。

○ 永露委員

それは旧飯塚市の、町も含めて合併後だけの話。そこでお尋ねしますが、合併前も含めて複数回の処分を受けられた方はおりますか。

○ 人事課長

先ほどもご答弁いたしましたように旧4町につきましては、非公開情報でございますので答弁は差し控えさせていただきますが、旧飯塚につきましては平成13年4月から懲戒処分の公表に関する基準というものを設けまして、実名の公開ということは条件が付きましても、それ以外、所属の部、年齢等につきましては公開をしております。その範囲でお答えさせていただきますと、この16名の中に複数回の処分該当者はおりません。しかし参考までに申し上げますならば、旧飯塚の時代ではございますが、複数回処分を受けた人間を再任用で採用したことはございます。

○ 永露委員

今回の一般質問での論点では、旧町の問題で質問をされていたんだろうと思えます。例えば、旧町も含めてこの中に複数回の処分を受けた方はおりますかと聞いたら、言えない、合併前は非公開。でも、おるかおらんかという問いに対して、それすらも言えないですか。もちろん、それは誰ですかということは何も尋ねているわけでもないんですよ。おるかおらんのか。じゃあ、質問を変えますね。これは仮の話とします。仮にこの中に複数回の処分を受けられた方がいたとすれば、課長はその処分の内容を、回数等について全て把握をしておりますね。把握しておりますでしょう。把握しているかどうかのお尋ねですよ。

○ 人事課長

ご指摘の件につきましては把握をしております。

○ 永露委員

把握をしております。複数回の処分について、全職員のことについて把握しておりますね。いまある飯塚市の職員の非公開か公開は別としても、あなたのところでは内容については全ての把握をしておるわけですね。そして、複数回、それが3回か4回か知りませんが、相当数の処分を受けた方の処分の内容についても全部あなたは把握しているはずで、当然。しているはずですけども、じゃあ、この中にそれがいるかないか、となるとあなたは、いるかないか、いるともいないとも言えないというようなものの言い方をするでしょうけれども。おるかおらんかぐらいは言っていていいでしょう。もっと別に聞きますけれども、飯塚市は何百人、千何百人かね、職員がいると思いますが、この中で言えないということが、今の職員全体の中でそういう複数回の処分を受けた方はおられますか。それについても言えないんですか。

○ 人事課長

先ほど参考までにとということで申し上げましたが、旧飯塚で平成13年4月1日以降の状況を見ますと、複数回処分を受けた職員を再任用で採用したことはございます、というふうなご答弁をさせていただきました。この点でご理解をいただきたいと思えます。

○ 永露委員

となりますと、また元に戻るんですが、どういう処分で、それが仮に5回も6回も10回も処分を受けておってもそれは再任用を拒む理由にはならないということをあなたは言っておるんですね。でも再任用の一番の基準が、あなたさっきおかしなこと言ったけれども、勤務実績ということになっておるんですけども、本来は勤務状態とかね、そうあるべきものじゃないんですか。これが勤務状態ならば、最任用するのに疑義ありということになるわけでしょう。相当数の処分を受けておった人が、処分を受けるということは公務員としてふさわしくない行為をやったから処分を受けるんでしょう。そのほかに原因があるんですか。あったら言ってください。

○ 人事課長

ただいまのご質問でございますが、それは公務員として不適切なことがあったので処分を受けたというふうに私も理解をしております。それから勤務実績というふうに先ほど表現をさせていただきましたのは、これにつきましては地方公務員法28条の4というところに再任用の規定がございます。その中に、従前の勤務実績等に基づく選考により採用することができるという規定がございますので、その表現を使わせていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 永露委員

地方公務員法で今言われた「できる」なんですね。「にはならない」じゃないんです。できるんです。できるということは、それからの裁量はそれぞれの自治体でやってくださいということでしょう。じゃあ、勤務実績及び勤務状況に瑕疵あるものについては採用しないということだっただけ飯塚市としては決められるわけでしょう。義務付けられてないんですから。飯塚市独自のもの決めていいんでしょう。そして飯塚市の勤務実績という非常に曖昧な表現になっているんですけども、これの趣旨は、実績がどうか、業績がどうかということじゃないんじゃないですか。これの基本になるものは、公務員としての本質がここに書いてあるんでしょう。違うんですかね。公務員としてどうあるべきかということを基準に、全てが考えられておるわけでしょう。そしてその公務員としてふさわしくない行為をして処罰された。それも例えば複数回されたという人について、それをまた改めて、義務付けられておるなら別ですけども、そうでないならば、すべきではないんじゃないですか。いかがでしょう。

○ 人事課長

ご指摘の点は私も理解できる部分がございますが、先ほどから申し上げておりますように、

一般論としては申し上げにくい部分がございます。いろいろなケースがございますので、それを一般論としてどうかというようにご質問いただきましても、先ほどと同様、ケース・バイ・ケースで考えさせていただきたいということしかございませんので、答弁については控えさせていただきますと思います。

○ 永露委員

私どもはここで質問できるのは、一般論でしかできんでしょう。具体的なもので出して来いというんですか。そんなことできるわけないでしょう。だからあくまでも一般論としてしか私どもは質問できないから、それについては一般論になりますから、個々によっての考え方がそれぞれ出てきますなんて言われる。何を質問していいんですか。それでも本当に具体的なもので質問してくださいということですか。それをやれというんですか。

○ 人事課長

個別にケースを挙げてというようなお話でございますが、いろいろ条件がございます。それから職員につきましては、採用から現在までいろいろな経過をたどって勤務している職員でございます。ですから先ほどから申し上げておりますように、ここでケースを想定しての質問に対しましても、それは実際そのことで私どもが判断できるかどうか、それも私は疑問に思います。おそらくお答えできないと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

○ 永露委員

いずれにしましても処分を受ける、例えば停職、最悪の場合は懲戒免職等ありましようけれども、課長言われるように、この処分のそれぞれの状況とか内容とか、そういうものも全て勘案した中でと言われたりしますけれども、しかし私はそんなもの必要ないと思うんです。それは処分を受けたこと、そのことなんです。懲戒処分を受けたということ、そのことだけでいいんです。簡単なことで懲戒免職にならんでしょうか。あるいは停職にしてもそうです。よほどのことがない限りそういうことにはならんはずですよ、公務員というのは。それをやった、その処分を受けた人間に対して、それに至る諸々の状況、経過。こんなことまで勘案してやらなければいかんですか。そこまで構ってやる、守ってやらないといけないものなんですか。他の仕事に行くなら別としても、公務員としての失格者ということで自らが判断を下したものに對して、またそこで採用する。処分というものはそんなに簡単なものじゃないんです。ですから、その処分をあえてせざるを得なかったという事柄、そうせざるを得なかった人間、よほどのことをした人間でしょう。違うんですか。その処分をしたという結果からいくと、懲戒免職でもそうですけれども、具体的に聞きますけれども、最近でも懲戒免職になった方、いろいろ私がおったなかではありますけれども、例えば放火をして懲戒免職になりましたね。課長が言うには諸々のそれに至る経過、状況を勘案していくと再任用することもあり得るということです。しますか。あるいは公金を横領した。返したからいいじゃないかという問題じゃないでしょう。公金を横領した者。これは公務員というよりも人としての失格者でしょう。それすらも、諸々の状況を勘案した中で再任用することだってあり得るんですか。処分とはそんなものなんですか。いかがですか。

○ 人事課長

ただいま具体的な例を挙げてのご質問でございますけれども、それにつきましての即答は私も決裁権を持ち合わせておりませんので、答弁は控えさせていただきますというふうに考えます。

○ 永露委員

あなたが決裁権を持ってないことは知っていますよ。最終決裁権をもっているのは市長ですから。じゃあ、あなたの言葉でいくと、それは市長が決めることですか。そんなことじゃないでしょう。前段として人事課なら人事課での詰めの話をするでしょう。最終的にあなた達が決

めるんでしょう。それを手続き上、上にあがって最終的に市長の印がつかれるだけでしょう。ですから、あなた方が出したやつを市長が「つまらん」と言って戻したことがありますか。やっぱりそこに、職員がやることに対する信頼感を持ってあがったものについて、基本的には決裁をするというのが最終的な市長の仕事になってくるわけでしょう。その前段の仕事をあなた方はするわけでしょう。今年はこの人、この人、この人を再任用いたします。実質的には決定権者じゃないですか。そういう認識がないですか。あくまでも私たちはその手続きの仕事を、事務的なことをするだけで、あとは市長が決めることですから市長に聞いてください、ですか。そういうことを言ってるんですか。

○ 人事課長

おっしゃるとおりだと思います。実の担当ということで、私どもが原案を作りますので、それなりの考え方をもって臨むということですが、じゃあこれがすべて私どもが考えたとおりに通るかということについては、そこを100%私も言い切れませんので、先ほどのようなご答弁をさせていただきましたので、ご了解をいただきたいと思います。

○ 永露委員

じゃあもう少し聞きますが、あなたが今回の再任用を決定する時点で、諸々の希望者からのもの、たくさんあったと思いますけど、その中で、それに全て目を通して、この方を再任用に適任だという判断をまずされるわけですね。されるわけじゃなくて、したわけでしょう。今年に限って言えば、したわけですね。その中で例えば処分の問題。さっき言ったようにあなたは、処分があれば内容等についても全て把握しているはずですからね。把握した中で、この人が何のことでやってどういう処分を受けたということも全て把握しているわけです。それも何回これまでにあったということまでも含めて全て把握して、その中であなたが、この人については適任であるという判断をして事務手続きを終えて上にあげるわけでしょう。あなたの判断の材料というのはどういうところにあるんですか。そういうことはあなたの中には考えてない、まったく。罪を憎んで人を憎まずですか。そういう精神ですか。それで一般論の話ならいいんですけども、少なくとも公務員という状況の中での公務員にあるまじき行為をやったということでの処分。それを受けた人たちも、あなたにとっては否とする材料ではないという頭の中ですか、理解ですか。

○ 人事課長

先ほどから申し上げておりますけれども、一般論で言われておりますので、なんともお答えの仕様がなかったのでありますけれども、先ほどからの繰り返しになりますけれども、その者の勤務実績というようなことになるかと思っておりますけれども、その者の能力、経験、性格、職務適正、健康状態、それから先ほどから言われております、処分を受けたということで、特に懲戒免職ということ进行全面に出されて言われておりますけれども、懲戒免職の場合は非常に判断が難しいかと思っております、他の処分に比べまして。私どもは懲戒処分の一般論ということで、免職以外の処分もございしますものですから、それを100%、処分を受けたから採用しないということにはならない、ということで申し上げてきておりますけれども、そういうことで答弁になるかどうかわかりませんが、今のお答えとさせていただきたいと思っております。

○ 永露委員

別なことから聞きますけどね、例えばいろんな処分がありますけれども、一般的に考えられないような処分をいっぱいされると。一般論ではなかなか答弁できないということを言いますから、じゃあそういうふうな、10回も20回も処分を受けた人、入所以来。停職やらなんやかんや訓告・戒告含めているんな処分を相当数受けて、「これはどんな男か」というくらいの処分を受けた人でも、あなたの話でいきますと、それは再任用の際の除外要件には必ずしも該当しないということをあなたは言っているんですよ。そのとおりですか。

○ 人事課長

私が申し上げておりますのが、もうちょっと具体的に申し上げるならば、今のような十数回の処分を受けた職員を再任用でもう一度雇うのかということでございますが、これについても先ほどから答弁しておりますように、100%それを今の話で、それは採用できませんというお話はできませんが、状況にもよりますが、回数から推測いたしますに、限りなく採用の方向には向かないのではないかというふうに推測されます。

○ 永露委員

すみません、時間を取らせて申し訳ないんですけども。例えば、昔処分を受けた。その後真面目に諸々の状況の中で処分を何回か受けたけれども、その後悔悛して公務員としての自覚を持って一所懸命やられた。現在では一般的に見ても客観的に見ても素晴らしい公務員として努力して勤務しておるといふ状況については、今、課長が言われたようなことも加味されることもあり得ると思います。ただし、これが悔悛の情とか何とか言うよりも、直近において行われたという場合にはどうなるんですか。具体的に言われなから具体的に何も言いませんけれども、何を言ってるかわかってるはずですよ。何を言ってるか、誰のことを言ってるかというのは、課長、わかっているはずですよ。それでも、諸々の状況を考えて、その後の勤務状況の把握って、その後の勤務状況、ないじゃないですか。何を加味して良しとしたんですか。答弁してください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 17:37

再開 17:38

委員会を再開いたします。

○ 永露委員

ある意味での水掛け論的なものになっておりますので、私もこのことに対する要望としておきますけれども、あくまで再任用制度についてということで、法制上のことはありましようけれども、法律を犯せとは言いませんけれども、犯したら駄目ですけども、法律の表現の中でそういう許容範囲があるような表現がここにもなされておりますね。できるということで。しなさいとはなっていないから。それは自治体の裁量によってできることなんですから、飯塚市としては再任用とか嘱託も含めて、採用の時点においては当然、その人の過去の公務員としての行い、それにはもちろん処分等も含まれますけど、そういうことを十分に勘案して、採用をぜひやっていただきたい。周りからとやかく言われることのないように、心すれば再任用については処分を受けたものについては、極論ですけど、再任用については、処分をある一定以上の、これこれ以上の処分を受けたものについては再任用しないとかいうことだってやれるわけでしょう。やろうとすればできるんですから、少し厳しく、運用面で厳しい運用を、ぜひやっていただきたいと思うんですが、部長、最後ですからその気持ちを少し述べてください。

○ 総務部長

再任用制度という中での処分者の採用という問題でございます。質問者が言われますような意見等につきまして、重々検討いたしまして今後の参考とさせていただきたいと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 安藤委員

すみません、一点だけちょっとよろしいですか。一点だけちょっと質問させていただきまうけれども、今回29名の方が再任用されたというところでございますけれども、要望されたの

は何名ほどおられたのでしょうか。

○ 人事課長

ちなみに平成19年度末退職者で、定年退職者が33名おりました。その33名のうち、私の記憶では5名を除いては再任用等の希望があがっております。現実には採用したのは29名ということでございますけれども、これにつきましては再任用制度以外の制度、飯塚市で置いております非常勤嘱託職員の配置先に配置をした職員もおりますし、また、飯塚市外に就職をされた方もいらっしゃるということで、結果的には29名の採用に至ったということでございます。

○ 安藤委員

ということは、希望された方はみなさん再任用として採用されたことになるのでしょうか。

○ 人事課長

平成19年度につきましては、ほぼ全員を採用することができた結果になっております。

○ 安藤委員

この再任用制度もいろいろ、いろんな言い方がされておまして、うがった言い方をすると定年後に年金をもらうまでの保障期間じゃないかというような言い方もされたりしております。そういう部分では先ほどから出ておりますように、これに対する審査基準といましようか、一般市民から見たらどうもやっぱり、そういう部分では甘いというふうなことでみなさん思っているところじゃないかなというふうに思います。一般社会でいえば、こういうことって通らないところって、たくさん公務員の世界の中にあるような気もしますので、先ほども再考していただきたいという話もございましたけれども、ぜひともそこら辺、一考していただいて、より厳しい基準を飯塚市独自で設けていただくということも必要じゃないかというふうに思っておりますので、要望として終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり執行部から3件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「ふるさと応援寄附事業について」報告を求めます。

○ 総合政策課長

報告事項、ふるさと応援寄附事業についてでございますが、先ほど課税課長からご説明がありました。平成20年4月30日の地方税法の改正によりまして、一部制度が見直され、納税者が「ふるさと」と思う地方公共団体に寄附をされた場合、適用下限額5千円を超える部分につきましては、その一定限度までを所得税と翌年度の個人住民税から控除される制度が成立いたしております。本市におきましても、飯塚市ふるさと応援寄附事業取扱要綱を制定し、7月1日から本制度を実施していきたいと考えております。つきましては、お手元に配付しております資料によりご説明いたします。

最初に1ページの「ふるさと飯塚市を応援してください」でございますけれども、このチラシにつきましては、制度の概要、まちの紹介、寄附メニューのお知らせといたしまして、右側

に、ふるさと飯塚を応援したいメニューとして5項目を掲げております。1項目目、産業・経済の活性化を意図してお祭り、観光、新しい産業づくりを応援したい。2項目目としまして、教育・文化の充実を意図して、未来を担う子どもたちの成長を応援したい。3項目目、市民福祉の充実を意図して、人に優しいまちづくりを応援したい。4項目目、生活基盤の充実、環境整備を意図して、住みやすいふるさとづくりを応援したい。最後になりますが、「なんでもよか、ふるさと飯塚を応援したい」ということで5項目を掲げております。次に、寄附の方法、また、寄附の申し込みを記載しております。各地で行われております県人会、同窓会に配布し、広く皆さんにお知らせをしていきたいと思っております。また、市民の皆様にも市報等を通じて広くお知らせをしていきたいと考えております。次に、2ページでございます。2ページ以降につきましては、ふるさと飯塚応援サイトの内容でございます。2ページの右側にふるさと応援寄附金のイメージ図を示しております。3ページ目でございます。ふるさと納税制度の概要、寄附金控除の計算例、これにつきましては後でご説明をいたします。それから、4ページ目、ふるさと飯塚応援したいメニュー、これは先ほどご説明いたしました。続きまして、5ページ目の右側でございますけれども、寄附金のお申し込みについて、それから6ページ目でございます。寄附申込書でございます。7ページから8ページにかけて取扱要綱を示しております。内容につきまして若干ご説明いたします。寄附金を活用して実施する事業を第2条で規定しております。また、用途等につきましては第4条で寄附者に指定ができる旨の規定を設けております。事業者への充当につきましては、第5条で一般会計の歳入として受け入れることとしております。寄附金の額は、第7条にて一口5千円としておりますが、流動的な取扱いをいたしたいと考えております。9ページ目でございます。これは、寄附金台帳でございます。これにより管理をいたしたいと思っております。最後になりますが、お返しものにつきましては、ふるさとに純粋に寄附をしたいとの思いを第一に考えるべきではとのことから、お礼状のみを考えております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地域防災計画の策定について」報告を求めます。

○ 総務課長

「飯塚市地域防災計画」につきましては、平成18年度に実施した防災アセスメントを踏まえ、平成19年度に飯塚市防災会議において3回の審議を経て平成20年3月27日に策定したところです。今回、県との協議を経て、平成20年度修正分を含めて、本年5月27日に飯塚市防災センターで開催いたしました平成20年度第1回飯塚市防災会議において承認を得ましたので、その概要を報告させていただきます。

飯塚市地域防災計画は、災害対策基本法のもと、市、県、関係機関、公共団体及び市民が、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るため、「地方公共団体が計画的に防災行政を進める上での指針」として、また「市民等の防災活動に際しての指針」として、また「国が各種の地域計画を策定し、事業を行うにあたっての尊重すべき指針」としての役割を負っています。今後は、概要版の頒布等を通じ、広く市民に周知を図るとともに、この計画に沿って市民、地域、関係団体等と行政が連携し、安心、安全な飯塚市を目指し、防災行政を推進してまいります。なお、この計画は今後も地域の状況等、細部の検証を行い、必要に応じて見直し、よりよい計画となるよう修正を加えていく考えです。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「条件付き一般競争入札の試行実施の取り組みについて」報告を求めます。

○ 契約課長

条件付き一般競争入札の試行実施の取り組み状況について、ご報告申し上げます。入札制度につきましては、総務委員会におきまして、付託案件として審査をしていただいているところでございますが、現在、7月1日からの条件付き一般競争入札の実施に向けて、鋭意準備を進めているところでございます。その準備作業の一つといたしまして、6月13日に対象となります市内業者に周知文書を発送いたしました。内容といたしましては、土木一式工事の登録業者170者及び建築一式工事の登録業者76者の各業者に対しまして、総合点数、等級の格付及び格付新等級表を記載しました「格付等級の変更について」の通知文書を、また今回の条件付き一般競争入札の実施につきましては、その対象を設計金額1,000万円以上としていますことから、1,000万円以上の等級に該当する業者と、1,000万円未満のいわゆる従来どおりの指名競争入札の対象となる業者に分類をいたしまして、それぞれの事務手続きについて、入札公告の方法、参加申請方法、それから市のホームページアドレス、指名競争入札の事務の流れ等々の「お知らせ」文書を送付したところでございます。また、工事発注担当課への事務説明会でございますけれども、以前より試行実施に向けた関係各課との事務打ち合わせ等を開催してきたところでございますが、6月4日に関係各課の係長以上の職員を対象に、また6月24日には関係各課の担当職員を含めたところの事務説明会を開催したところでございます。今後も、条件付き一般競争入札の円滑な実施に向け、積極的に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 兼本委員

先般、格付け業者の一覧表を頂いていたんですね、我々、頂いたと思います。今回、一般競争になりますと、恐らく今までA、B、Cとなった業者の一覧表が変わると思うんですね。それ、変わったやつを、またどんなふうになったのか。おそらくBのところ若干、IランクとIIランクのところに分かれたんだろうと思いますけど、点数で見ればわかると思いますけどね。業者の一覧表を、当初も作っているか作るかするんでしょう。だから、作っていただければいいんですけど、作ってなかったら出来次第にでも配付していただきたいということを要望したいんですが、どうでしょうか。あ、入ってるんですね。あの、入っておるそうですから。あの中に入ってるって。わかりました。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。